

資料 1

「川崎市文化財保護活用計画」（案）

【概要版】

～文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり～

平成 25（2013）年 12 月

川崎市教育委員会

第1章 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景

本市では、昭和34（1959）年に市内にある文化財を保護し、かつその活用を図りもって市民の郷土に対する認識を高め文化の向上発展に貢献することを目的に「川崎市文化財保護条例」を制定し、文化財の調査と指定を進めてきました。

また、文化芸術振興基本法を受け、「川崎市文化芸術振興条例」を制定し、川崎市文化芸術振興会議において実行計画である「川崎市文化芸術振興計画」を策定し、その中で、まちづくりに向けた文化環境の整備を行うこととし、「施策分野3. 文化と教育・青少年」において文化財の保護推進を進めるとしています。

文化財は歴史の営みの中で自然環境や社会、生活を反映して育まれ継承されてきたもので、私たちに日々の暮らしに精神的な豊さをもたらし、感性や生きる力を育ててくれ、将来の文化の向上、発展の基礎となるものです。また、それぞれの地域で継承されてきた伝統的な文化は、郷土愛を育み、地域の人々の心のよりどころとして社会の基盤を形成する役割を担っています。

しかしながら、「文化財」といえば高い専門性のもとでの個々の文化財の保護活用がメインであり、地域全体で文化財の保護活用の計画が明確化されていないため、地域住民の生活に身近に感じられず、自分たちのものという意識が持ちにくい状況にあります。

このような状況を背景に、平成19年10月に文化審議会文化財分科会企画調査会（平成18年7月21日設置）により、地域の文化財をその周辺環境も含め社会全体で総合的に保護・活用していくために地方公共団体が「歴史文化基本構想」を策定することが重要との提言が出されています。この歴史文化基本構想は、地域住民が地域の歴史や文化を生かしたまちづくりを進めていくために文化財を広く把握・活用していくための基本的な考え方です。

本市では、この歴史文化基本構想の趣旨を踏まえながら、地域の歴史文化を生かした魅力あるまちづくりを推進するため、「川崎市文化財保護活用計画」を策定してまいります。

計画策定にあたっては、本年1月に「川崎市文化財保護活用計画の策定に向けた基本的な考え方」を公表し、学識者・市民代表等で構成する「川崎市文化財保護活用計画検討委員会」で文化財の保護活用のあり方を検討してきました。

この検討に基づき、計画（案）をまとめましたので、各方面からご意見をいただきながら、今年度末に計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、おおむね 10 年間の計画期間とし、10 年間を通じた基本理念、方針を定め、今後の文化財保護活用の方向性を明らかにしていくものです。

第2章 本市の歴史文化の特徴

川崎市は、東京、横浜に接し首都圏の中心部に位置し、都市化、人口の過密化が進行しています。昭和 47 (1972) 年 4 月に政令指定都市となり、現在は 7 つの行政区（川崎・幸・中原・高津・宮前・多摩・麻生）があります。

この 7 区は、各区の特徴を生かした魅力あるまちづくりを展開しています。

●歴史的特徴

古代：北部・中部を中心に、蟹ヶ谷古墳群や橘樹郡衙跡など多くの遺跡が分布し、発掘調査で多量の土器等が出土

中世：多摩区の枡形城址等に見られるように要地防衛のための前線基地として機能したほか、日本で最初の甘ガキとして発見された禅寺丸柿などがある 等

近世：東海道に川崎宿が成立、中原往還、矢倉沢往還（大山街道）等の宿場的村々を中心とした地域の開発がすすめられた

近・現代：明治時代以降近代工場の進出や臨海部の埋め立てなどにより、京浜工業地帯の中核として日本の高度経済成長を支える

「川崎市の指定・登録等文化財の状況」(平成 25 年 10 月 1 日現在 単位 件数)

区分	国指定	国登録	県指定	県選択	市指定	合計
建造物	7	0	11	0	18	36
絵画	1	0	1	0	32	34
彫刻	1	0	3	0	19	23
工芸	3	0	1	0	1	5
考古	2	0	0	0	15	17
有形民俗	1	3	0	0	8	12
無形民俗	0	0	4	1	2	7
史跡	0	0	4	0	2	6
記念物	0	1	2	0	1	4
その他	0	0	0	0	13	13
合計	15	4	26	1	111	157

第3章 本市の文化財保護活用の現状と課題

(1) 各分野の現状（代表的なもの）

有形文化財

各種調査の実施による現状確認や定期的な保存修理の実施、公開事業の実施による市民が文化財に親しむ機会の提供等

無形文化財・無形民俗文化財

市内6地域の民俗文化財の重点調査の実施や保存団体への活動支援、民俗芸能の普及啓発等

記念物（史跡）

橘樹郡衙跡・影向寺遺跡の国史跡の指定に向けた取組や他の史跡の維持管理における保存団体への活動支援等

埋蔵文化財

市内約600ヶ所の遺跡の周知や市民の学習教材としての活用等

(2) 文化財保護活用施策の現状と課題～3つの課題に整理しました～

保存に関する課題

- 指定・登録されていない文化財（その他の文化財）を含めた文化財の保存
- 地域の様々な文化財を一体的かつ効果的に保存するための仕組みづくり
- 地域づくりと一体となった文化財の保存
- 文化財の歴史や価値を明らかにする調査の推進
- 文化財所有者への保存管理に関する支援
- 文化財の保存を担う人材の減少

活用に関する課題

- 地域のシンボルとしての文化財の活用
- 地域づくりと一体となった文化財の活用
- 文化財を活用した社会教育・学校教育との連携
- 文化財を保護活用する施設の活用
- 全ての文化財に関する価値への理解を促進するための仕組みづくり
- 文化財の活用を担う人材の減少

体制に関する課題

- 市民、行政、専門家等の多様な担い手による連携した体制づくり
- 文化財保存及び活用に関する市民への普及啓発
- 文化財保護・活用を担う人材を育成するための環境づくり

第4章 今後の文化財保護活用の基本的な考え方

(1) 川崎市文化財保護活用施策の方向性

本計画は、第3章で述べた市域の文化財に関する現状と課題を踏まえながら、市民の貴重な財産である文化財を総合的に保護・活用し、他の行政分野の計画や施策と整合性をとりつつ、川崎市の文化財の保護活用の方向性を示すものです。

今後の文化財保護活用施策の方向性

基本方向1 「文化財の価値の共有と継承」

- 文化財の総合的な把握
- 文化財の歴史や文化的価値を明確化するための調査の充実
- 文化財に関するデータベースの整備
- 文化財に関する防災対策の充実
- 各文化財の特性に応じた適切な管理の推進
- 行政各分野の関連計画等との連携により、多様な制度の積極的な活用による文化財の保存・継承

基本方向2 「文化財の魅力を活かした地域づくり」

- 市民への文化財に関する学習機会の充実
- 文化財を通して子どもたちの地域の愛着と誇りを育む教育環境の充実
- 文化財の効果的な情報発信
- 多様な主体との連携による文化財を活かした地域の活性化
- 文化財を保護活用する施設のさらなる充実

基本方向3 「文化財をみんなで支える仕組みづくり」

- 次世代につなげる新たな文化財保護活用の考え方の構築
- 新たな文化財保護制度の整備
- 文化財に関する専門人材の育成
- 市民協働による文化財保存及び活用を行う環境づくり
- 文化財を核とした地域ネットワーク機能の強化
- 文化財保護活用拠点機能の充実

(2) 計画の対象とする文化財の範囲

本計画における文化財とは、人間と自然とのかかわりの中で生まれ、市民生活・文化や地域風土に根ざしたすべての文化財を対象とします。このなかには、文化財保護法や神奈川県文化財保護条例及び川崎市文化財保護条例に基づく、指定文化財・登録文化財だけでなく、産業製品や生活用具等といった地域資源等指定・登録されていない「その他の文化財」も含まれます。

(3) 計画の基本理念

本計画においては、3つの基本方向や計画の対象とする文化財の範囲に基づく文化財保護活用を推進するにあたり、川崎市が目指すべき都市像（基本理念）として次のとおり掲げます。

「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」

文化財は地域の歴史を伝え、市民に誇りと愛着を与えてくれます。文化財を保護活用することを通じて、地域の人と人とがつながり、共に学び、楽しみ、活動することで、地域のたからを守り、育む、魅力あるまちづくりに寄与します。

第5章 文化財保護活用の基本的な考え方に基づく5つの方針

基本理念を実現するために、次の5つの方針を掲げ、総合的に施策を展開します。

(1) 文化財把握の方針

～かわさきの文化財を把握する～

- ①文化財に関する情報把握
- ②文化財調査の継続的な実施及び迅速な公開・発信
- ③文化財の総合的な把握



文化財調査の継続的な実施

〈具体的な取り組み例〉

- 関係局区等と連携したデータベースの構築や定期的な情報発信等を進めます。
- 文化財総合的把握調査の実施等によりデータベースに最新の情報を更新します。

(2) 文化財の保護活用の基本的な方針

～かわさきの文化財を保護活用する～

- ①文化財としての計画的な指定・登録
- ②「(仮称) 川崎市文化財認定制度」の創設の検討
- ③文化財に関する広報活動の推進
- ④文化財を活用した学校教育・生涯学習の推進
- ⑤文化財の計画的な保存修理
- ⑥文化財の計画的な公開による普及啓発の推進



広報活動の推進

(市民向け刊行物)

〈具体的な取り組み例〉

- 「その他の文化財」を新たに保護する仕組みとして、川崎市独自の認定制度の創設に向けた検討を進めます。
- 橘樹郡衙跡や日本民家園等の計画的な保存修理の実施に取り組みます。

(3) 文化財の保護活用を推進するための体制整備 ～かわさきの文化財をみんなで支える～

- ①市民参加型の保護活用体制の構築
- ②文化財保護活用拠点機能の充実に向けた検討
- ③専門性を有する人材確保
- ④市内行政区間及び他市町村等との連携
- ⑤（仮称）かわさき文化財アドバイザー制度の導入の方向性の検討
- ⑥補助制度の活用及び（仮称）川崎市文化財保護基金の創設の検討



文化財保護活用拠点機能の充実

〈具体的な取り組み例〉

- 市民が有する文化財に関する専門的な知識を活用することを目的とした（仮称）かわさき文化財アドバイザー制度の導入について調査研究を進めます。
- 川崎市の文化財保護を支援するための基金の創設に向けた検討を進めます。

(4) 個別の文化財保護活用（管理）計画の考え方 ～かわさきの文化財を守る～

- ①計画の考え方の整理
- ②計画に必要な内容の検討
- ③文化財所有者との情報共有



橋樹郡衙跡

〈具体的な取り組み例〉

- 橋樹郡衙跡や日本民家園、馬絹古墳など個別の文化財について、今後の保存及び活用の取組内容等を明確にした保護活用（管理）計画を文化財所有者と情報共有しながら段階的に策定します。

(5) 関連文化財群／歴史文化保存活用区域の考え方 ～かわさきの文化財を地域で伝承する～

①関連文化財群の考え方

関連文化財群の基本的な考え方：有形・無形の文化財が有する歴史的・文化的価値や地域的関連性から「一定のまとまり」としてとらえたものとして設定し、川崎の地域の歴史や文化を語る重要な資源として総合的に保存及び活用を図ります。

- ア 関連文化財群のストーリー・テーマの設定と適切な保存
- イ 関連文化財群の普及啓発
- ウ 関連文化財群を活かした学校教育等との連携

②歴史文化保存活用区域の考え方

歴史文化保存活用区域の基本的な考え方：関連文化財群や個々の文化財を核とし、それらと一体となって価値をなす周辺環境を含めて文化的な空間を創出するための区域として設置します。

- ア 歴史文化保存活用区域の設定
- イ 区域の保存活用を担う拠点機能の充実
- ウ 歴史まちづくり法等と連携した区域の保護に向けた方向性

〈設定事例〉

テーマ「古墳」⇒関連する文化財「橘樹郡衙跡・影向寺遺跡」、「加瀬台古墳群」
上記のような事例など市域の特色を生かしたストーリー・テーマを設定しながら、
取組を進めます。

第6章 計画の推進に向けて

①（仮称）川崎市文化財保護活用計画推進委員会の設置に向けた検討

本市では、川崎市文化財保護活用計画の策定にあたり、庁内の関係局・区が連携しながら、全庁的な対応を図ってきました。

今後、文化財の保存及び活用を推進するための委員会の設置に向けた検討を行います。

②計画の見直し

本計画策定後の社会状況や価値観の変化による文化財の定義の変化も想定されますので、今後の文化財調査や社会環境の変化等を踏まえ、検証し、必要に応じて見直しを行うこととします。



かわさきのふるさとの宝物
「文化財」をみんなで守り・
伝えていきましょう！！

川崎市文化財保護推進キャラクター

シッシーくん

平成25（2013）年12月
川崎市教育委員会

(お問い合わせ先)

川崎市教育委員会生涯学習部文化財課

電話：044（200）3305

FAX：044（200）3756

E-mail：88bunka@city.kawasaki.jp

資料 2

「川崎市文化財保護活用計画」（案）

～文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり～

**平成25（2013）年12月
川崎市教育委員会**

目 次

はじめに

第1章 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景	· · · 1
(2) 計画の位置づけ	· · · 2

第2章 本市の歴史文化の特徴

(1) 地理的特徴	· · · 4
(2) 社会的特徴	· · · 5
(3) 歴史的特徴	· · · 10
(4) 本市の文化財の状況	· · · 14

第3章 本市の文化財保護活用の現状と課題

(1) 各分野の現状	· · · 16
(2) 文化財保護活用施策の現状と課題	· · · 20

第4章 今後の文化財保護活用の基本的な考え方

(1) 川崎市文化財保護活用施策の方向性	· · · 23
(2) 計画の対象とする文化財の範囲	· · · 24
(3) 計画の基本理念	· · · 24

第5章 文化財保護活用の基本的な考え方に基づく5つの方針

(1) 文化財把握の方針	· · · 25
(2) 文化財の保護活用の基本的な方針	· · · 25
(3) 文化財の保護活用を推進するための体制整備	· · · 26
(4) 個別の文化財保護活用（管理）計画の考え方	· · · 27
(5) 関連文化財群／歴史文化保存活用区域の考え方	· · · 27

第6章 計画の推進に向けて

資料編

川崎市文化財保護活用計画策定経過	· · · 32
川崎市内文化財一覧	· · · 39
文化財に関する市民意識調査結果	· · · 45
用語解説	· · · 49

は　じ　め　に

本市は、東京と横浜に接し、首都圏の中心部に位置しており、近年、都市化や人口の過密化が進んでいます。新しい住民が増えているなか、地域に愛着をもち、心豊かに暮らせるためには、地域の歴史や文化に触れていただく機会を提供することが大切です。

文化財は歴史の営みのなかで、自然環境や社会、生活を反映して育まれ継承されてきました。今日の文化の基礎をなすとともに、私たちに知や技を伝え、日々の暮らしに精神的な豊かさをもたらし、感性や生きる力を育ててくれます。文化財は歴史や文化等を正しく理解するために必要不可欠なものであり、将来の文化の向上、発展の基礎となるものです。それゆえ、市民共有の財産として永く将来にわたって守り伝えることが重要です。

それぞれの地域で継承されてきた伝統的な文化は、郷土愛を生み、地域の人々の心のよりどころとして、社会の基盤を形成する役割を担っています。

今日、地域の文化財に対する市民の意識を高めていくとともに、今後とも市民が文化財に親しむ機会を充実させることが重要です。文化財を継承していくためには、地域社会に関わるあらゆる主体が参画しながら、文化財指定の有無や種類の違いにかかわらず文化財の価値を総合的に把握し、関連する文化財と周辺環境を一体として保護していくなど幅広い視野で計画的に保護・活用していくことがますます必要となっています。

こうした課題解決のために本市においては、学識者、市民活動団体代表、市民代表からなる「川崎市文化財保護活用計画検討委員会」によって、文化財の保護活用のあり方を検討してきました。

その検討に基づき、本市の文化財保護制度による施策をはじめ、文化財に関わる関連施策との連携により個性と魅力が輝き、子どもから高齢者まで誰もが生き生きと心豊かに暮らせる地域の歴史文化を生かした魅力あるまちづくりを推進することを目的とした「川崎市文化財保護活用計画」（案）を取りまとめました。

本市には、市内初の国史跡の指定を目指している橋樹郡衙跡・影向寺遺跡をはじめ、多数の文化財が存在しています。この文化財を通じて、市民の皆様が地域の歴史や文化に親しみ、地域を再発見することで、川崎というまちを「ふるさと」と感じていただける取組を進めています。

川崎市教育委員会

第1章 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景

文化財保護行政の根幹となる文化財保護法（昭和25年法律第214号）は、時代や社会の変化に応じて改正が重ねられてきました。昭和50（1975）年の法改正では、伝統的建造物群保存地区制度の創設と文化財の保存技術の保護対象化がなされ、平成8（1996）年には登録文化財制度を創設、平成16（2004）年には文化的景観の保護制度を創設するなど、保護すべき文化財の対象や手法を拡大してきています。

一方で、私たちの暮らしにおいては、社会環境の変化、価値観の多様化、少子高齢化の進行に伴い、生活の中に息づいてきた文化財を次世代に継承することが難しくなってきています。特に指定等がされず積極的な保護がなされていない文化財については、急速に散逸が進んでいます。一方で、社会においては文化財や伝統的な文化の価値が見直されつつあり、地域づくりに歴史や伝統文化を生かそうという機運が高まりつつあります。

このような状況を背景に、平成19（2007）年10月に文化審議会文化財分科会企画調査会（平成18年7月21日設置）により、地域の文化財をその周辺環境も含め社会全体で総合的に保護・活用していくために地方公共団体が「歴史文化基本構想」を策定することが重要との提言が出されています。

また、文化芸術振興基本法に基づき定められた「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」（平成23年2月8日閣議決定）において、「歴史文化基本構想による周辺環境を含めた地域の文化財の総合的な保存・活用の推進」は、重点的に取り組むべき施策として位置づけられています。

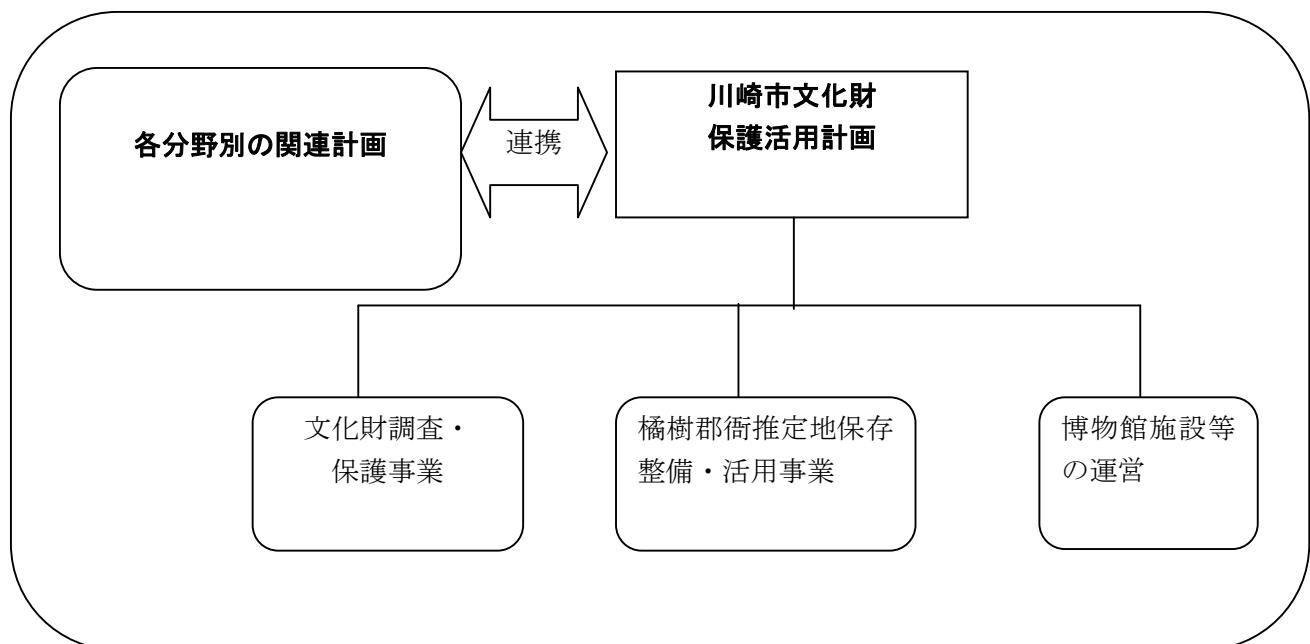
本市では、昭和34（1959）年に市内にある文化財を保存し、かつその活用を図りもつて市民の郷土に対する認識を高め文化の向上発展に貢献することを目的に「川崎市文化財保護条例」を制定し、文化財の調査と指定をすすめました。

さらに、平成17（2005）年4月に市の文化芸術振興施策の基本となる事項を定めた「川崎市文化芸術振興条例」を施行し、平成20（2008）年3月には、文化芸術の振興を通じて魅力と風格のあるまちづくりを進めるために「川崎市文化芸術振興計画」を策定しました。その中で、まちづくりに向けた文化環境の整備を行うこととし、「施策分野3. 文化と教育・青少年」において文化財の保護推進を進めるとしています。

(2) 計画の位置づけ

●行政上の位置づけ

計画に基づく事業の展開にあたっては、「川崎市都市計画マスターplan」「川崎市文化芸術振興計画」「川崎市緑の基本計画」「かわさき観光振興プラン」等の各分野の関連計画との連携を図りながら、本市の文化財を生かした魅力あるまちづくりを実現します。



「主な関連計画」

「都市計画マスターplan」(平成19年3月)

「地域の歴史や文化に根ざした川崎らしさを大切にするとともに、さらに新しい魅力を創造し、それらがお互いに融合し合いながら変ぼうを遂げる川崎の姿を発信することにより、都市イメージの向上と多くの人々が集うにぎわいのあるまちづくりを進める」ことを全体構想において掲げ、各区構想でも川崎区の「旧東海道や川崎宿の史跡を活かした街なみを育てます。」や、幸区の「加瀬山周辺の自然環境や地域の歴史・文化を活かした拠点の形成をめざします。」などを掲げています。

「第2期川崎市文化芸術振興計画」(平成26年3月策定予定)

本市の文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進する計画として策定する中で、文化財の活用を含めた「地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進」を掲げています。

「川崎市緑の基本計画」(平成20年3月改定)

歴史的又は産業遺産を「みどりの副軸」としてエリア内の緑のストックとして捉え、そ

の周辺地域における地域緑化や身近な緑の保全・継承を地域住民や事業者の協力、参画をとおして促進し、緑と水のネットワーク形成の充実を目指すこと等を掲げています。

「かわさき観光振興プラン」（平成17年6月）

戦略4 「かわさきの自然・歴史資源」のブラッシュアップ（磨き上げ）による観光振興の主要施策の一つとして、市内の歴史的文化財の保護・保全と活用等を掲げています。

「かわさき産業ミュージアム構想」（平成15年3月）

川崎区におけるものづくり文化の継承・発展、企業市民と生活市民の協働による地域の魅力づくりに向けて、区域全体を展示場に見立て、区内に散在する近代化遺産・産業文化財をネットワークした分散型の「かわさき産業ミュージアム」を形成するための指針として策定されました。

「二ヶ領用水総合基本計画」（平成25年3月改定）

「二ヶ領用水水路網の歴史・文化的・土木技術的価値を、ふるさと川崎のアイデンティティを形成する『土木遺構』として捉え、“歴史的文化財”としての保全・再生を目指す。」ことを掲げています。

「かわさき教育プラン」（平成17年3月）

文化財の保護・活用における市民参加を推進し、市民生活の様々な場面で文化財を活用して魅力ある地域づくりを進めていくことを掲げています。

●計画期間

本計画は、10年間の計画として基本方針等を定めたものです。

●計画の検討体制

本計画の策定にあたって、学識者、地域団体代表、行政関係者等で構成する「川崎市文化財保護活用計画検討委員会」を設置し、検討を進めました。

第2章 本市の歴史文化の特徴

(1) 地理的特徴

◆位置・地勢

- ・神奈川県の北東部に位置し、北は多摩川を挟んで東京都に、南は横浜市にそれぞれ隣接し、西は多摩丘陵をひかえ、東は東京湾に臨んでいます。
- ・市域は臨海部から多摩川上流に向かって徐々に拡大した南東から北西に細長い地形となっており、面積は 144.35 k m²です（平成 24 年 3 月 31 日現在 神奈川県の約 6% 政令指定都市（20 市）中では最も狭い。市街化区域：127.26 k m² 市街化調整区域：17.09 k m²）。
- ・地形は北西部の多摩丘陵や台地、南東部の多摩川と沖積低地、臨海部の埋立地で形成され、北西部の丘陵地を除き起伏が少なく、比較的平坦な地形となっています。

位置（平成24年3月31日現在）

東端…東経 139° 47' 46.0" 西端…東経 139° 26' 55.9"
北端…北緯 35° 38' 34.1" 南端…北緯 35° 28' 11.3"

市域（平成24年3月31日現在）

東西…31.46km 南北…19.22km 最長…33.13km 最短…1.22km

「川崎市の統計情報」参照

◆気象

- ・川崎市の市域は、東日本型の東海関東型に属しており比較的温暖な気候を有しています。
(平成 23 年度年間平均気温 16.3°C)

◆自然

- ・緑地は緑化によって創出された緑地をはじめ、公園緑地の樹林地や多摩川右岸の崖線、麻生区の黒川、早野、岡上などにみられる樹林地があります。川崎区、幸区、中原区では緑地が点在して分布しており、高津区、宮前区、多摩区、麻生区の市の北西部の多摩丘陵の一角をなす地域には比較的まとまりのある樹林地が多く分布しています。
- ・農地は幸区の鹿島田、小倉を境として市の南東部にはほとんど農地がありませんが、北西部の高津区、宮前区、多摩区、麻生区には比較的多くの農地が分布しています。また、黒川、早野、岡上地区の農業振興地域にはまとまった農地の分布がみられます。
- ・河川等は多摩川をはじめとした河川や水路等が市域全体に分布しており、特に川崎区には多摩川以外の河川はありませんが、川崎市を特徴づける景観資源や水生生物の生育の場、都市気象の改善に向けた機能などが期待される「運河」が分布し、市域の 8.5 %と広大な面積を有しています。

(2) 社会的特徴

◆人口及び人口分布

- ・市の人口は1,448,196人（平成25年10月1日時点）、世帯数は674,017世帯であり、市全体の人口密度は1km²当たり10,033人（面積144.35km²）です（政令指定都市では、大阪市に次ぐ過密都市）。
- ・近年事業所の市域外への移転や駅周辺の再開発等が顕在化する中、その跡地を大規模集合住宅用地として再開発することや中・北部地域における宅地開発等により、政令市では最も多い人口増加率です。



◆都市構造

- ・高度成長化の中、京浜工業地帯の中核として急成長を遂げた本市ですが、近年多くの企業が、輸送網が整備され地価・人件費等の比較的安価な地方都市及び海外への移転等を進めており、市域からの転出が続いてきました。その結果、市内の主要駅周辺においても跡地利用として、大規模集合住宅や大規模集客施設が立ち並ぶこととなり、第三次産業の発展や鉄道各線の輸送力の向上ともあいまって、顕著に人口の増加が進んでいます。しかしながら、鉄道から離れた地域に目を向ければ、木造家屋が密集し、住宅環境の整備が難しく、新たな人口流入が見込めないため、結果的に高齢化が進んでいるといった現象が垣間見られる地域もあります。
- ・臨海部は石油化学コンビナートを形成し重化学工業を中心ですが、流通産業の大規模ターミナルの建設など、産業構造の変革が見受けられます。今後は、羽田空港の再拡張国際化等に伴い、ますます流通産業のハブ都市としての発展も予想されます。
- ・内陸部は、IT関連を中心とする研究開発拠点として再編された事業所も多く産業構造の

変化が進む中で、高次の情報サービス機能や高度な加工技術を有する企業も多数立地する活力ある産業集積が形成されています。

- ・ターミナル駅周辺の都市拠点においては、大規模複合商業施設でのサービス業には多数が従事しています。
- ・中部から北部にかけては、今もなお農地が見られ、野菜や果実の出荷も行われ、緑地機能を持つ市街地内農地として、都市との共存が図られています。
- ・鉄道網は、市内を横断する形でJR南武線が通り、南武線と交差する形で5つの私鉄が横断しています。海側から京浜急行線、東急東横線、東急田園都市線、小田急線、京王相模原線が走っています。
- ・道路網は、東京を中心とする多数の幹線道路が市域を横断しています。

(本市の主な地域特性)

- ・東京、横浜に接し、首都圏の中心部に位置すること（都市化、人口の過密化の進行）
- ・京浜臨海部における石油コンビナート施設等があること
- ・特定重要港湾川崎港があること
- ・再拡張・国際化された羽田空港に隣接すること
- ・大規模集客施設（等々力競技場・川崎競輪場・川崎競馬場・よみうりランド・シネマコンプレックスや音楽ホール等を有する大型複合商業施設等）が点在すること
- ・IT産業等の研究開発施設があること
- ・大規模高層住宅が急増していること

(本市に隣接する自治体)

神奈川県：横浜市（鶴見区、港北区、都筑区、青葉区） 千葉県：木更津市

東京都：大田区、世田谷区、稲城市、狛江市、多摩市、調布市、町田市

◆市内各区の特色

川崎市は、市制を施行した大正13（1924）年から都市としての成長を重ね、昭和47（1972）年4月に政令指定都市となり、川崎・幸・中原・高津・多摩の5つの区が誕生しました。その後、昭和57（1982）年に宮前・麻生区の2区が新たに誕生し、現在の7区制になりました。

この7区は、文化財を含めたたくさんの地域固有の資源を生かし、子育て、自然環境、歴史文化などさまざまな分野で活動する市民団体と連携した、地域資源をいかした魅力あるまちづくりを展開しています。

「川崎区」

面積：40.25km² 人口：217,974人（平成25年10月1日現在 以下全区同じ）

川崎区は、五街道のひとつ、東海道の宿場町であった旧川崎町、川崎大師平間寺の門前町である旧大師町、企業で働く人々の住宅地であった旧田島町の3地区と臨海部の埋立地

で構成されています。

市の表玄関である川崎駅東口周辺地区には、官公庁や商業・サービス業などが集中する中心市街地として充実した都市機能を有しています。

一方、臨海部の浮島地区においては、国内最大級の太陽光発電施設（メガソーラー）や環境学習施設「かわさきエコ暮らし未来館」を拠点として、地球温暖化対策や再生可能エネルギー等、川崎の環境への取組を国内外へ発信しています。また、殿町3丁目地区の国際戦略拠点「キングスカイフロント」では、ライフサイエンス・環境分野などの拠点形成を先導する中核施設の「川崎生命科学・環境研究センター（ライズ）」において世界最高水準の研究開発が進められています。さらに、東扇島地区では、川崎港の国際競争力強化に向けた取組が進められている中、市内唯一の人工海浜を有する東扇島臨海公園や川崎マリエンなどは市民の憩いの場にもなっています。平成25年10月には、東海道川崎宿に関する歴史、民俗等の資料の展示と市民の相互交流を推進する施設として、「東海道かわさき宿交流館」が開館しました。

「幸区」

面積：10.09 km² 人口：157,333人

幸区は、御幸、南河原、日吉の三つの地域からなり、梅林で有名であった小向に明治天皇が御幸したことにならみ、政令指定都市移行時に「幸区」と名づけられました。

面積、人口共に市内で最も小さいにもかかわらず、人口密度が最も高い区です。区民の43%が10年以上区内に住んでおり、定住の志向も高くなっています。

区域北西部に位置する加瀬山（標高約35m）とその周辺を除き高低差は少なく、多摩川、鶴見川、矢上川、の3つの河川に囲われています。区域内を流れていた二ヶ領用水の水路網の多くは、現在では暗渠化されていますが、JR南武線沿いを北端から南に向かう約1kmが水辺空間として残されています。これらの河川や水路は、緑豊かな加瀬山とあわせて区域内に残された貴重な自然環境であり、歴史文化資源となっています。

かつては工場が比較的集積していましたが、近年は産業構造の変化に伴い工場移転が進み、跡地に大規模な集合住宅が建設されることにより新たな区民が増加するとともに、研究開発部門などの都市型産業の立地も進んでいます。

「中原区」

面積：14.81 km² 人口：239,987人

中原区は本市のほぼ中央に位置し、その名称は、江戸の虎御門（港区虎ノ門）と中原御殿（平塚市）を結ぶ中原街道が区域の中心部を横断していることに由来しています。区域の大部分は多摩川に沿って平坦地が広がり、住宅地に点在する生産緑地には区の花パンジーなどを栽培する情景も見られ、横浜市と接する南西部の井田地区は豊かな緑の残る丘陵地が広がっています。歴史的、経済的、文化的には多摩川を挟んで接する東京の影響を強く

受けながら、産業、商業、交通、生活環境などが発展しました。

昭和 10 (1935) 年には丸子橋が開通し、それ以降は東京、横浜、川崎南部地域の郊外型住宅地として都市化が進み、商業地が形成され、あわせて都心に本社機能を持つ企業を中心に生産部門が進出し、現在のまちの骨格が形成されました。また、近年は産業構造の転換を先取りした企業による研究・開発部門などの都市型産業が武蔵小杉駅・武蔵中原駅・向河原駅を中心に立地し、特に武蔵小杉駅周辺では、広域的な都市拠点の形成に向けた市街地再開発事業等による新しいまちづくりが進められています。

「高津区」

面積 : 17.10 km² 人口 : 222,721 人

高津区は、多摩川や二ヶ領用水に形づくられた平坦地と、多摩丘陵の一角を形成する丘陵地、さらに、それらをつなぐ「たまのよこやま」と呼ばれる多摩川崖線の斜面緑地によって区域が構成され、起伏ある地形が特徴となっています。

昭和 57 (1982) 年の行政区の再編により宮前区が分区して、旧高津町と旧橋村から構成される現在の高津区となりました。

江戸中期から昭和初期にかけて、大山街道沿いの宿場町として賑わった二子や溝口には独自の商業文化が栄えるとともに、歌人・岡本かの子や陶芸家・濱田庄司、名誉市民・岡本太郎など多くの芸術家を輩出しています。また、橋地区の古墳群や貝塚、由緒ある神社仏閣など、まちの記憶を残す歴史遺産にも恵まれています。

自然や歴史・文化的特性に加え、高津区は市内で川崎区に次いで製造業の数が多く、総事業所数に占める製造業の割合では最も比率の高い地域であり、川崎のものづくりを支える基盤的技術産業が集積しています。また、K S P (かながわサイエンスパーク) をはじめとする数多くの研究開発型企業も集積しています。

「宮前区」

面積 : 18.60 km² 人口 : 222,756 人

宮前区は、本市の北西部に位置し、古くから農村地域としての営みが行われてきました。明治 22 (1889) 年の市制・町村制の実施により、宮前村と向丘村が生まれ、昭和 57 (1982) 年 7 月に高津区から分区し、宮前区となりました。

区域は、多摩丘陵の一角に位置し、坂道の多い起伏に富んだ地形が特徴です。また平瀬川、矢上川及び有馬川などの河川、生田緑地や菅生緑地、東高根森林公園等の自然環境にも恵まれ、農地も多く、野菜や果物等が栽培されています。

一方で、昭和 41 (1966) 年の東急田園都市線や昭和 43 (1968) 年の東名高速道路の開通とそれに伴う東名川崎インターチェンジの開設などにより飛躍的に交通が発達しました。東京都心から 30 km 圏内にある郊外住宅地として開発が進み、今もなお集合住宅の建設などが進行しています。

人口は分区時から増加の一途をたどり、近年は20万人を超えて、7区のうち1、2位を競っています。

文化資源は、国の重要文化財のある影向寺や、つつじ寺の愛称で知られる等覚院、東高根遺跡など歴史的に貴重な史跡が多く残されているほか、民俗芸能も多数伝承されています。

「多摩区」

面積：20.39km² 人口：213,728人

多摩区は、川崎市の北東部に位置し、多摩川や二ヶ領用水が流れ、南部に多摩丘陵が広がっており、昭和47（1972）年に本市が政令指定都市へ移行したのに伴って誕生しました。その後、昭和57（1982）年7月に多摩区の西部が麻生区として分区され、現在に至っています。

かつては、「多摩川梨」の栽培などで農村地帯としての景観を多く残していましたが、都心への交通手段などに恵まれていることもあって、都市化が進んでいます。しかし、豊かな緑はまだ多く残っており、特に多摩丘陵に位置する約120haの広大な生田緑地には、「岡本太郎美術館」や「日本民家園」、春と秋に一般開放される「ばら苑」、「かわさき宙と緑の科学館」、「藤子・F・不二雄ミュージアム」があり、市民の憩いの場として活用されています。

また区内には、専修大学、明治大学、日本女子大学が立地しており、学生と区民との協働による様々な取組が行われています。このような豊富な観光資源や地域資源を活用し、市民活動団体や事業者、3大学といった多様な主体との協働により「水と緑と学びのまちづくり」を進めています。

「麻生区」

面積：23.11km² 人口：173,697人

麻生区は、昭和57（1982）年7月に多摩区から分区して誕生しました。「麻生」の名は、この地が8世紀ごろの朝廷への貢物だった麻布の原料である麻を産したことによると伝えられています。

また、江戸期から戦前にかけて人気を集めた「禅寺丸柿」「黒川炭」の生産や「養蚕」が盛んだった地でもあります。

昭和2（1927）年に小田急線の柿生駅が開設し、その後、昭和49（1974）年に新百合ヶ丘駅が誕生しました。さらに小田急多摩線が開通しました。こうした広域交通網の整備により、現在の麻生区の都市基盤が形成されました。

麻生区は、新百合ヶ丘駅を中心に商業・文化などの都市機能が集積されるとともに戸建住宅を中心とした住居系の市街地が形成されています。

また、農地や山林などが区面積の約24%を占めるとともに、市内の農地・山林の約43%が麻生区に集積する自然が豊かなまちです。

区では多摩丘陵の豊かな自然を残しながら、現在も良好な居住環境の整備や生活利便性の向上、芸術・文化のまちづくりなどが進められています。

(3) 歴史的特徴

川崎市は神奈川県の北東部に位置し、多摩川に沿って東京湾から細長く伸びる市域を形成しています。これは大正13(1924)年に川崎町、御幸村、大師町の合併で川崎市が誕生してから、多摩川に沿って、隣接する町村を市域に編入しながら拡大していったことによる。市域の地形は変化に富んだ多様な様相を呈し、北西部の多摩区・麻生区は多摩丘陵にあり、緑豊かな山林が比較的多く残っています。中原区・高津区・宮前区は緩やかな起伏の連なる台地と多摩川流域の低地が大部分を占め、南東部の川崎区・幸区は多摩川と鶴見川が形づくった沖積平野上に位置しています。丘陵から流れる矢上川・三沢川・五反田川・有馬川・平瀬川等の小河川は、いずれも多摩川または鶴見川に合流し、この二つの水系を中心に古くからの流域文化が形成され、江戸時代の初期には多摩川から分水した二ヶ領用水が開削され、流域諸村を広く潤しています。こうした風土が、地域の歴史の展開にさまざまな影響を与えています。

市域に人類が生活をはじめたのが、約3万年前の旧石器時代であり、宮前区の鷺ヶ峰遺跡や麻生区の黒川東遺跡等の遺跡が知られています。

縄文時代の早期には、高津区の子母口貝塚からは「子母口式土器」と呼ばれ、全国的にも著名な土器や石器とともにマガキ・ハマグリ・ヤマトシジミなどの貝類やイノシシ・シカの獣骨、スズキ・クロダイなどの魚骨が発掘されており、当時の生活をうかがうことができます。縄文時代中期には、宮前区の潮見台遺跡、麻生区の宮添遺跡等から中央に広場のある円形・馬蹄形の集落跡も発掘されています。

弥生時代には、稻作農耕を中心とした社会が形成され、集落とともに方形周溝墓などの墓域が作られるようになります。加瀬山の南加瀬貝塚は全国的にも珍しい弥生時代の貝塚であったことでも知られています。このころから階級の差が現れ、政治経済の発展とともに古墳に象徴される豪族を中心とした社会が形成され、幸区の白山古墳のように87mを超える大型の前方後円墳も築かれるようになりました。

さらに、古墳時代後期から終末期になると、多摩川や矢上川に面した丘陵部や台地上には、中原区と高津区の境に位置する蟹ヶ谷古墳群、高津区の西福寺古墳や宮前区の馬絹古墳などの梶ヶ谷古墳群、多摩区の根岸古墳群等のような古墳群も多く築かれました。

奈良・平安時代には、市域は「橘樹郡」として五畿七道や国郡里制による律令国家の地方支配体制に組み込まれるようになります。郡の役所である橘樹郡衙が現・高津区千年につくられ、また、当時最先端の文化である仏教文化を取り入れ、影向寺^{（ようこうじ）}が宮前区野川に建設されます。また、火葬が行われるようになり、五反田川や有馬川流域では多くの火葬骨蔵器が発掘されています。白山古墳の南麓で発見された、市内出土で唯一の国宝である秋

草文壺も火葬骨蔵器として利用されたものです。

ほかにも、国重要文化財に指定されている影向寺の木造薬師如来両脇侍像や市重要歴史記念物に指定されている高津区千年の能満寺の木造聖観世音菩薩立像、麻生区岡上の東光院の木造兜跋毘沙門天立像など、古代の仏教文化を伝える平安仏も市内に残されており、古代の仏教文化をうかがうことができます。

中世になり、鎌倉幕府が開かれると、源頼朝の御家人・稻毛三郎重成は現在の多摩区を拠点に、幕府の防衛線の一角を築くことになりました。また、鎌倉時代前期には、麻生区王禅寺の山中で日本最初の甘ガキが発見され、禅寺丸柿と呼ばれ、今に伝わっています。

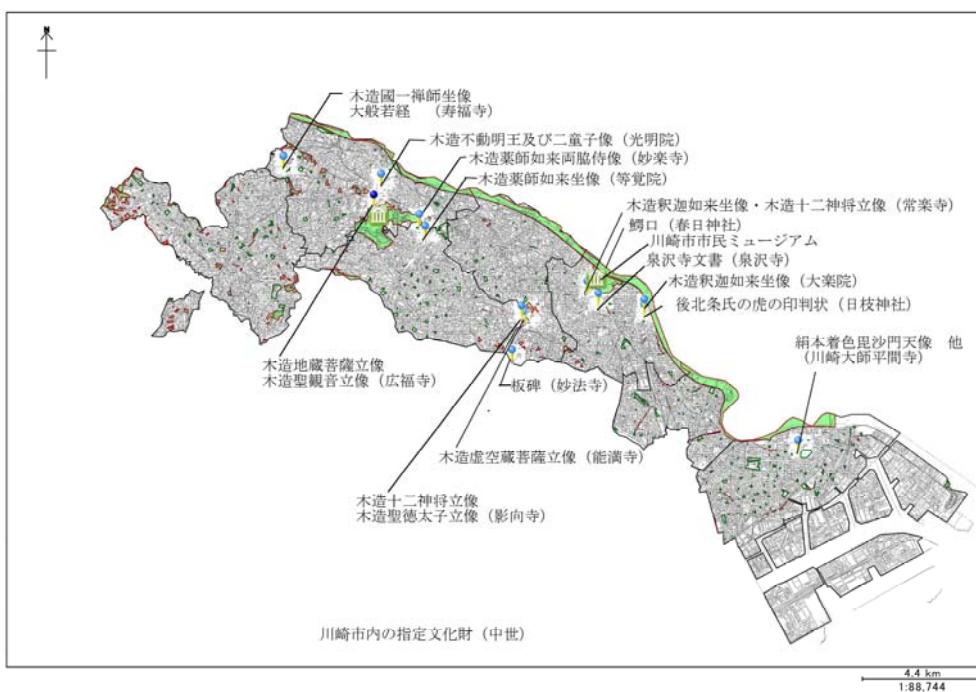
室町時代には、太田道灌が幸区の加瀬山に城を築こうとした伝説があり、戦国時代には市域は小田原北条氏の領国となり、支配の様子を伝える古文書も中原区の日枝神社や泉沢寺などに残されています。

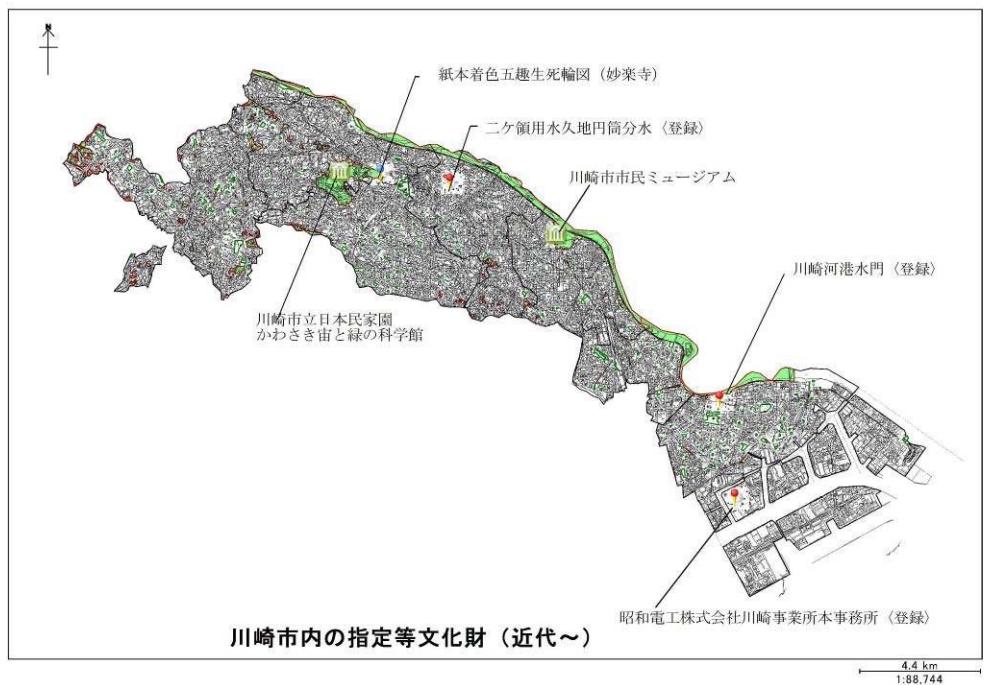
江戸時代になると、東海道に川崎宿が成立、将軍のための御殿や地域支配の拠点として代官の陣屋がおかれた中原往還の小杉、矢倉沢往還（大山街道）の二子・溝口、津久井道の登戸等の宿場的な村々を中心に地域の開発が行われました。市域の主要な生産は農業であり、特に初期から塩の確保については、川崎区の大師河原村周辺に塩田を開くなどして積極的に行われたほか、川崎領の梨、溝の口村の醤油、多摩丘陵での養蚕、禅寺丸柿や黒川炭などの特産品の生産がさかんになりました。川崎宿には町人や職人が定住していましたので、のちの近代的な町を形成していく母体になりました。

明治時代に入ると、近代工場の進出等により、急速に工業化への道を辿ることになります。

昭和時代には、京浜工業地帯の中核として日本の高度経済成長を支えてきましたが、今日では最先端の科学技術をはじめ、環境やライフサイエンス分野などの研究開発機関や企業が集積する、世界有数の先端技術産業都市へと大きく変貌しています。

川崎市内の指定文化財等は、現在 157 件に及んでいます。それらの文化財は調査や保存を通じて、市民の郷土、川崎の風土や歴史への認識を深めていくための重要な役割を果たしています。





(4) 本市の文化財の状況

◆指定・登録文化財等の状況

川崎市における文化財の指定は、川崎市文化財保護条例の規定に基づき、川崎市教育委員会がおこなっています。

指定にあたっては、所有者から文化財の指定について要望があった場合、または文化財調査等で確認された文化財のうち重要なものについて所有者の同意を得た場合について、申請書類の提出により、調査を実施し、川崎市文化財審議会への文化財の指定についての諮問を行い、その答申に基づいて川崎市教育委員会で指定し、告示しています。

川崎市における指定・登録文化財等の件数は次のとおりです。

表「指定・登録等文化財の状況（単位 件数）平成25年10月1日現在」

区分	国指定	国登録	県指定	県選択	市指定	合計
建造物	7	0	11	0	18	36
絵画	1	0	1	0	32	34
彫刻	1	0	3	0	19	23
工芸	3	0	1	0	1	5
考古	2	0	0	0	15	17
有形民俗	1	3	0	0	8	12
無形民俗	0	0	4	1	2	7
史跡	0	0	4	0	2	6
記念物	0	1	2	0	1	4
その他	0	0	0	0	13	13
合計	15	4	26	1	111	157

国指定重要文化財は、川崎市立日本民家園の古民家が約半数を占めています。

県指定文化財で最も多い建造物も川崎市立日本民家園の古民家です。また、市内に伝わる3つの獅子舞（小向の獅子舞・初山の獅子舞・昔の獅子舞）や沖縄民俗芸能などの無形民俗文化財、子母口貝塚や馬絹古墳などの史跡等があります。

市指定文化財については、最も多い絵画は川崎大師平間寺が所蔵する絵画が主なもので

す。

◆その他の文化財等の調査

川崎市教育委員会では、昭和50年代を中心に市内に所在する各種文化財（彫刻、絵画、石造物、民俗等）の調査を実施し、市内各地域にある文化財の状況を把握してきました。

その後も、川崎市市民ミュージアム等の博物館等によるさまざまな調査研究が進められてきました。

主な調査研究の成果

調査名	実施年度	調査主体
川崎市石造物調査報告書	昭和54年度	川崎市教育委員会
川崎市民俗文化財緊急調査報告書第1集	昭和56年度	岡上民俗文化財緊急調査団
川崎市民俗文化財緊急調査報告書第2集	昭和57年度	大師河原民俗文化財緊急調査団
川崎市民俗文化財緊急調査報告書第3集	昭和58年度	二子・溝口民俗文化財緊急調査団
川崎市民俗文化財緊急調査報告書第4集	昭和59年度	川崎市民俗文化財緊急調査団
川崎市民俗文化財調査報告書	昭和59年度	川崎市博物館資料蒐集委員会
川崎市民俗文化財緊急調査報告書第5集	昭和60年度	川崎市民俗文化財緊急調査団
川崎市彫刻・絵画緊急調査報告書	昭和60年度	川崎市教育委員会
川崎市民俗文化財調査報告書	昭和60年度	川崎市博物館資料収集委員会
川崎市民俗文化財緊急調査報告書第6集	昭和61年度	川崎市民俗文化財緊急調査団
川崎市民俗文化財調査報告書	昭和61年度	川崎市博物館資料収集委員会
川崎市民俗文化財調査報告書	昭和62年度	川崎市博物館資料収集委員会
川崎市民俗文化財調査報告書	昭和63年度	川崎市市民ミュージアム
川崎の道標調査報告書	平成3年度	川崎地名史跡研究会
川崎市民俗文化財調査報告書	平成13年度	川崎市市民ミュージアム
川崎市の工芸品	平成15年度	川崎市教育委員会

第3章 本市の文化財保護活用の現状と課題

(1) 各分野の現状

ア 有形文化財（市重要歴史記念物）

・建造物については、影向寺（宮前区）薬師堂、長弘寺（幸区）本堂、長念寺（多摩区）本堂・山門・庫裏、白山神社（麻生区）本殿等の現状確認や定期的な保存修理を行うなど文化財の保存に努めています。

また、古民家の野外博物館である日本民家園には、国・県・市指定文化財の古民家25件を市民に公開し、昔の生活文化や歴史を学ぶ機会を提供しています。

・絵画、彫刻、工芸、書跡、典籍、古文書、考古資料等の美術工芸については、昭和57年度から5カ年計画で調査を実施し、その結果を基に昭和59年～61年度にかけて重点的・集中的な文化財指定を行いました。

現在は、光明寺（高津区）所蔵「絹本着色親鸞聖人像」、川崎大師平間寺（川崎区）所蔵「絹本着色弘法大師像」、全龍寺（中原区）所蔵「石造小林正利坐像」等の現況確認や定期的な保存修理を行い、文化財の保存管理を進めています。また、毎年、市民向けに指定文化財等現地特別公開事業を実施し、市民が文化財に親しむ機会を提供しています。市民が保存している古文書は、市全体の現況把握を図ることを目的に、平成15年から市域古文書所在調査を大学と連携しながら実施しています。

市内の遺跡から出土した考古資料についても、文化財としての価値を明らかにし、市民ミュージアムや市立学校、埋蔵文化財収蔵施設等で展示公開する等、市民や児童生徒の学習機会を提供しています。



長念寺本堂（建造物 多摩区）



小林正利坐像（彫刻 全龍寺所蔵）

イ 無形文化財・無形民俗文化財（市重要習俗技芸）

昭和43年度から北部地域の総合調査実施により農村地域の記録化を図り、昭和55年からは岡上等市内6地域の民俗文化財の重点調査を実施し、全体把握に努めてきました。

また、はやしきよくもち（中原区 新城囃子曲持保存会）等の活動支援を行い、民俗芸能の普及啓発に取り組んでいます。



囃子曲持

ウ 有形民俗文化財（市重要郷土資料）

獅子頭（宮前区 初山獅子舞保存会）や庚申塔（川崎区 真福寺）など衣食住や年中行事等、市民生活の推移を理解するために価値が高い資料について、これまでに地域ごとの調査の実施など文化財の把握を進めてきました。



庚申塔（多摩区 盛源寺）



南河原雨乞獅子頭（幸区 延命寺）

エ 記念物（史跡）

奈良～平安時代の武藏国橘樹郡の役所（橘樹郡衙）跡の一部である千年伊勢山台官衙遺跡（橘樹郡衙跡）の土地を取得し、「たちばな古代の丘緑地」として整備し、地域における交流の場を提供するとともに、周辺にある文化財（子母口貝塚など）を含めた活用事業を実施し、将来的な橘樹郡衙跡・影向寺遺跡の国史跡の指定に向けた取組を進めています。

また、馬絹古墳（県指定史跡）や子母口貝塚（県指定史跡）等の史跡の維持管理については、地域住民が主体となる保存団体の活動に支えられています。



千年伊勢山台官衙遺跡



影向寺薬師堂

オ 埋蔵文化財

市内にある遺跡の所在を確認するための踏査を実施し、昭和44年度に市遺跡地図を刊行し、その後の社会情勢の変化に応じて、地図を改訂し市内約600ヶ所の遺跡を周知しています。

また、埋蔵文化財は文字の記録だけでは知ることのできない歴史を伝える資産であるため、市民の学習教材としての活用など、地域と連携した取組を進めています。

カ 指定・登録されていない文化財

民話や伝承、写真資料、地図、工業製品、多摩川や二ヶ領用水、加瀬山、生田緑地など本市の歴史・文化を知る上で必要不可欠なその他の文化財については、全体把握が十分とは言えず、現行の指定文化財制度では十分な保護活用ができない現状にあります。

また、街道や昭和の町並み、棚田、里山など地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地である文化的景観については、市民生活や生業の推移を理解するために不可欠なものです。

京浜工業地帯の近代化遺産や産業文化財は、産業構造・社会構造の変化とともに今、急速に失われつつあるため、川崎区役所の先行的な取り組みとして、「かわさき産業ミュージアム」推進事業が展開されています。

キ 文化財施設

全国有数の古民家の野外博物館である日本民家園は、伝統的な生活文化を市民に伝える等特色を生かした博物館活動に取り組んでいます。

また、市内唯一の自然系博物館であるかわさき宙と緑の科学館（青少年科学館）は、市域の自然資源に関する収集・整理・保管・調査研究に取り組んでいます。

多数の文化財を保存活用している市民ミュージアムとは、博物館機能を十分に生かした連携を進めています。

埋蔵文化財の保護活用拠点としての栗木埋蔵文化財収蔵施設では、調査による出土品の整理保管や市民の学習資源としての活用に取り組んでいます。

全国の地名に関する資料を収集保存している地名資料室では、地名に関する市民向け講座の開催など地名資料の普及啓発に努めています。



旧伊藤家住宅（川崎市立日本民家園内）



川崎市市民ミュージアム

(2) 文化財保護活用施策の現状と課題

各分野の現状を受け、本市の文化財保護活用施策の現状と課題を3つに大別しました。

①保存に関する現状と課題

ア 現状

川崎市では、市内にある文化財のうち国・県指定以外の文化財の保護を図るため、昭和34年に文化財保護条例を制定し、川崎市の歴史や文化を語る上で欠かすことのできない重要な文化財を計画的に指定し、保護に努めてきました。指定文化財については、保存修理や維持管理に必要な経費について所有者に補助金等を交付しています。

これまでに、市内の文化財に関する調査は行政の関係部署や市民など多様な主体において行われており、その調査成果によって多くの文化財を発見することができましたが、所有者の高齢化や世代交代による後継者不在や次世代への文化財の保存に関する専門知識やノウハウの継承が十分でないことや、宅地開発の進行等社会状況の変化に伴い、建造物の取り壊しや売却、民具や古文書などの資料を継続して保管する所有者の負担が増しているなど、維持管理が困難な状況にあります。無形文化財・民俗文化財についても保存団体の人材の高齢化等に伴う後継者不足が深刻な問題であり、保存団体の活動休止等団体の維持が困難な状況にあります。

また、未指定文化財については現行の保護制度の範囲外であるため、時間の経過とともに多くの文化財が滅失の危機に瀕しており、文化財を将来にわたって良好な状態で保存していくための方策が必要となっています。

埋蔵文化財については、市内にある遺跡の所在を確認するための踏査を実施し、昭和44年度に市遺跡地図を刊行し遺跡を周知化しています。その後の社会情勢の変化に応じて、地図を改訂し、現在では市内約600ヶ所の遺跡を周知していますが、市街地の開発や施設整備等に伴い、調査件数が増加している状況から出土品の保存環境や調査体制整備の充実が急務となっています。

また、川崎市域には多摩川や生田緑地、里山といった自然資源や京浜工業地帯などの産業文化財や未指定文化財も含めた新たな文化財の保護の考え方を整理するなど、まちづくりと両立した文化財保護のあり方の構築が急務となっています。

イ 課題

保存に関する現状を踏まえた課題を次のとおりに整理します。

保存に関する課題

- 指定・登録されていない文化財（他の文化財）を含めた文化財の保存
- 地域の様々な文化財を一体的かつ効果的に保存するための仕組みづくり
- 地域づくりと一体となった文化財の保存
- 文化財の歴史や価値を明らかにする調査の推進
- 文化財所有者への保存管理に関する支援
- 文化財の保存を担う人材の減少

②活用に関する現状と課題

ア 現状

川崎市では、平成20年に「川崎市文化芸術振興計画」を策定し、文化芸術の振興を通じて、魅力と風格のあるまちづくりを進めています。

教育委員会では、文化財の価値について市民の理解を深めるため、平成2年から指定文化財等現地特別公開事業を実施し、普段、公開されていない市内にある文化財を所有者の協力により公開し、文化財ボランティアによる解説など市民と協働で事業を運営しています。

また、史跡や寺社をめぐるまち歩き事業の実施等、文化財に親しむ機会を提供しています。しかし、ボランティア人材の高齢化が進んでおり育成等による新たな人材確保が急務となっています。埋蔵文化財を活用した事業として、発掘調査に関する現場見学会や体験教室を開催しています。

学校教育との連携では、出土品を活用した出前授業を実施しています。生涯学習では、各区役所や市民館等で川崎の歴史や文化財に関する講座を実施するほか、学習教材として文化財を活用した取組、普及啓発を目的としたリーフレットの刊行やホームページでの情報発信を行っています。

また、都市化が進み人口が増加傾向にある川崎市には、新たな市民が暮らす地域の文化財を知り、理解するための学習機会は充分とはいえず、さらなる拡充等に取り組む必要があります。

文化財を保護活用する施設として、市指定文化財をはじめとする多数の資料を所蔵している「川崎市市民ミュージアム」、公開している25件の古民家等の全てが国・県・市の指定文化財である「川崎市立日本民家園」、市内唯一の自然系博物館である「かわさき宙と緑の科学館（川崎市青少年科学館）」、「栗木埋蔵文化財収蔵施設」等が挙げられますが、展示環境が不足している状況にありますので、総合的な文化財保護活用拠点機能のあり方も含めた検討も必要となっています。

イ 課題

活用に関する現状を踏まえた課題を次のとおりに整理します。

活用に関する課題

- 地域のシンボルとしての文化財の活用
- 地域づくりと一体となった文化財の活用
- 文化財を活用した社会教育・学校教育との連携
- 文化財を保護活用する施設の活用
- 全ての文化財に関する価値への理解を促進するための仕組みづくり
- 文化財の活用を担う人材の減少

③体制に関する現状と課題

ア 現状

文化財の保護活用については、これまで行政が中心となった体制で取組を進めてきました。近年では、文化財をはじめ地域資源を活用した郷土史会等の地域団体の活動も活発に行われており、こうした団体や大学等の研究機関の活動により文化財の調査・研究や維持管理が進められていますが、活動を支えている団体の人材が高齢化し、後継者育成が急務となっています。これまでも、行政からの支援としてまちづくり団体への支援やボランティア養成に取り組んでいますが、今後、活動団体と行政とのさらなる協働を進めていく仕組みづくりが必要となっています。また、地域で文化財の活用を担う人材を育成するためには、行政においても高い専門性を有する職員の確保・育成が喫緊の課題となっています。

文化財は、地域の歴史や文化のありさまを物語る市民共有の貴重な資産として保護・活用されることで、文化財の価値が多くの人々に理解され、市民の誇りとして継承されるものであることから、市民が主体となった保護・活用の取組が重要になります。今後は、市民と行政が一丸となって文化財の保護・活用の取組を進めながら、行政においても文化財保護部署を中心に、関係局・区との連携を強化し、多様な文化財の担い手との協働により、文化財調査や日常の維持管理、学校の授業や地域行事での活用、文化財をまちづくりに活かして地域の魅力を発信していくなど、持続可能な文化財保護活用の体制を確立することが重要となっています。

そのためには、さらなる市民参加型の文化財保護活用の重要性や市民への意識の醸成、市民と行政がともに文化財の保護活用を考えるための場の提供など、市民参加を活発にするための事業を進めていく必要があります。

イ 課題

体制に関する現状を踏まえた課題を次のとおりに整理します。

体制に関する課題

- 市民、行政、専門家等の多様な担い手による連携した体制づくり
- 文化財保護・活用に関する市民への普及啓発
- 文化財保護・活用を担う人材を育成するための環境づくり

第4章 今後の文化財保護活用の基本的な考え方

(1) 川崎市文化財保護活用施策の方向性

本計画は、これまでに述べた市域の文化財に関する現状と課題を踏まえながら、市民の貴重な財産である文化財を総合的に保護・活用し、他の行政分野の計画や施策と整合性をとりつつ、川崎市の文化財の保護活用の方向性を示すものです。

今後の文化財保護活用施策の方向性

基本方向1 「文化財の価値の共有と継承」

- 文化財の総合的な把握
- 文化財の歴史や文化的価値を明確化するための調査の充実
- 文化財に関するデータベースの整備
- 文化財に関する防災対策の充実
- 各文化財の特性に応じた適切な管理の推進
- 行政各分野の関連計画等との連携により、多様な制度の積極的な活用による文化財の保存・継承

基本方向2 「文化財の魅力を活かした地域づくり」

- 市民への文化財に関する学習機会の充実
- 文化財を通して子どもたちの地域の愛着と誇りを育む教育環境の充実
- 文化財の効果的な情報発信
- 多様な主体との連携による文化財を活かした地域の活性化
- 文化財を保護活用する施設のさらなる充実

基本方向3 「文化財をみんなで支える仕組みづくり」

- 次世代につなげる新たな文化財保護活用の考え方の構築
- 新たな文化財保護制度の整備
- 文化財に関する専門人材の育成
- 市民協働による文化財保護活用を行う環境づくり
- 文化財を核とした地域ネットワーク機能の強化
- 文化財保護活用拠点機能の充実

(2) 計画の対象とする文化財の範囲

本計画における文化財とは、人と自然とのかかわりの中で生まれ、「市民生活・文化（衣食住・価値観など人と人の生活にかかわること）」や「地域風土（多摩川や多摩丘陵の自然・地勢、街道の町なみなど文化財の周辺環境）」に根ざしたすべての文化財を対象とします。このなかには、文化財保護法や神奈川県文化財保護条例及び川崎市文化財保護条例に基づく指定文化財・登録文化財だけでなく、指定・登録されていない「その他の文化財」も含みます。

(3) 計画の基本理念

本計画においては、文化財保護活用を推進するにあたり、川崎市が目指すべき都市像（基本理念）として次のとおり掲げます。

基本理念 「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」

文化財は地域の歴史を伝え、市民に誇りと愛着を与えてくれます。文化財を保護活用することを通じて、地域の人と人とがつながり、共に学び楽しみ活動することで地域のたからを守り、育む、魅力あるまちづくりに寄与します。

第5章 文化財保護活用計画の基本的な考え方に基づく5つの方針

基本理念を実現するために、次の5つの方針を掲げ、総合的に施策を展開します。

(1) 文化財把握の方針～かわさきの文化財を把握する～

① 文化財に関する情報把握

これまでに実施してきた調査などにより得られた情報に基づき、文化財に関するデータベースの構築を図ります。

また、作成したデータベースについては、一定期間ごとの情報のアップデータを進めていきます。

② 文化財調査の継続的な実施及び迅速な公開・発信

分野別資料の調査を継続的に計画・実施し、川崎市の文化財のさらなる充実を図るとともに、調査内容の効果的な発信を踏まえながら文化財に関するデータベースの計画的な更新を図ります。

③ 文化財の総合的な把握

計画に基づく文化財の総合的把握調査を新たに実施することにより得られた情報を文化財に関するデータベースの更新につなげていきます。

(2) 文化財の保護活用の基本的な方針～かわさきの文化財を保護活用する～

① 文化財としての計画的な指定・登録

文化財の調査研究の成果を基に、所有者の同意を踏まえ計画的な指定・登録を進めます。

② 「(仮称)川崎市文化財認定制度」の創設の検討

指定・登録されていない「その他の文化財」の保護・活用を図るために、川崎市独自制度の創設に向けた検討を進めます。

③ 文化財に関する広報活動の推進

文化財の持つ魅力を広く市民に情報発信するために、出版物、インターネットなどを利用したPR、ローカルメディアを中心としたメディアへのきめ細かな情報提供等、多様な媒体を活用した積極的な広報や国史跡指定を目指す橘樹郡衙跡・影向寺遺跡など文化財を本市の観光資源としての活用など、多面的な広報活動にも取り組みます。

④ 文化財を活用した学校教育・生涯学習の推進

文化財の調査研究を進め、把握した文化財を学校教育や生涯学習等のあらゆる学習機会において活用し、市民が文化財に身近に接する機会を充実させることで、文化財を活用した学校教育・生涯学習のさらなる推進を図ります。

⑤ 文化財の計画的な保存修理

調査結果や公開計画等を踏まえながら、計画的な保存修理を推進します。

⑥ 文化財の計画的な公開による普及啓発の推進

文化財所有者等との調整を踏まえ、文化財の計画的な公開を充実し、市民への文化財に関する普及啓発を推進します。

(3) 文化財の保護活用を推進するための体制整備 ~かわさきの文化財をみんなで支える~

① 市民参加型の保護活用体制の構築

文化財の保護活用に関する市民、文化財保護に関する専門家、行政等の役割分担を明確にするとともに、各関係者が連携しながら効率的・効果的な保護活用の取組を展開するための体制を構築します。

② 文化財保護活用拠点機能の充実に向けた検討

埋蔵文化財等を適切に保存するための収蔵・展示機能、文化財情報の発信、市民等活動団体の拠点等の場となる総合的な文化財保護活用拠点機能の充実に向けた検討を進めます。

③ 専門性を有する人材確保

民俗芸能や文化財の維持管理など保護活用を進めるための担い手を育成するとともに、人材育成を適切に推進するための行政の専門体制の整備を検討します。

④ 市内行政区間及び他市町村等との連携

生田緑地（宮前区・多摩区）や橘樹郡衙（高津区・宮前区）等行政区をまたぐ関連文化財群の保護活用については、関係局区との連携を図ります。また、多摩川や多摩丘陵等の豊かな自然や東海道・中原街道・大山街道等の歴史街道については、市内のみならず近隣地域も調査対象とするなど関連する他地域とも連携を図りながら保護活用を推進します。

⑤（仮称）かわさき文化財アドバイザー制度の導入の方向性の検討

文化財を後世に引き継ぐために、市民が有する文化財に関する専門的な知識を活用する制度の導入について調査研究を進め、方向性を明らかにします。

⑥ 補助制度の活用及び（仮称）川崎市文化財保護基金の創設の検討

「その他の文化財」の保護活用を図るために国や県の補助制度等を積極的に活用しながら、川崎市の文化財保護を支援するための基金の創設に向けた検討を進めます。

（4）個別の文化財保護活用（管理）計画の考え方～かわさきの文化財を守る～

① 計画の考え方の整理

個別の文化財について今後の保護活用の取組内容等を明確にした計画を段階的に進めていきます。

② 計画に必要な内容の検討

文化財に関する情報の総合的な把握、調査方針、公開の現状、文化財の維持管理、修理などを所有者と協議しながら方向性をまとめます。

③ 文化財所有者との情報共有

計画の進捗状況や社会状況の変化に応じた計画への反映など文化財所有者との情報共有を円滑に図るための場について検討します。

（5）関連文化財群／歴史文化保存活用区域の考え方～かわさきの文化財を地域で伝承する～

①関連文化財群の考え方

関連文化財群の基本的な考え方：有形・無形の文化財が有する歴史的・文化的価値や地域的関連性から「一定のまとまり」としてとらえたものとして設定し、川崎の地域の歴史や文化を語る重要な資源として総合的に保護活用を図ります。

ア 関連文化財群のストーリー・テーマの設定と適切な保存

文化財の総合的把握調査結果や地域の特性等を踏まえた関連文化財群の内容等を設定するとともに、関連文化財群の継続的な調査を実施し、その結果を基に現行の指定・登録制

度や市独自に制定する認定制度など新しい文化財の保護活用制度に基づく保護措置を進めるなど文化財の適切な保存を図ります。

イ 関連文化財群の普及啓発

関連文化財群を構成する文化財への関心を高めるため、各関連文化財群にある民俗芸能等の歴史・文化イベントに関する情報を関係機関と連携しながら発信することや文化財を巡るコースづくりの設定など利便性の向上を目指した整備に努めます。

ウ 関連文化財群を活かした学校教育等との連携

川崎市の文化財の普及啓発を促進するために、学校教育等との連携を図りながら、学習環境の支援に取り組みます。

②歴史文化保存活用区域の考え方

歴史文化保存活用区域の基本的な考え方：関連文化財群や個々の文化財を核とし、それらと一体となって価値をなす周辺環境を含めて文化的な空間を創出するための区域として設置します。

ア 歴史文化保存活用区域の設定

川崎市の文化財が多岐にわたり集積し、川崎の歴史文化の特性を表わしている地域や、「川崎市都市計画マスタープラン」「川崎市緑の基本計画」等関連計画などでまちづくりの視点から保存活用に関する取組が位置づけられている地域を、保存活用の取組を推進していくための地域として歴史文化保存活用区域として設定します。

イ 区域の保護活用を担う拠点機能の充実

文化財の保護活用拠点である博物館等の既存施設の充実を図り、区域内の保護活用を推進します。

ウ 歴史まちづくり法等と連携した区域の保護に向けた方向性

歴史的風致の維持・向上を目的とする「歴史まちづくり法」等の連携を視野にいれた区域の保護措置について調査研究し、方向性を明らかにします。

第6章 計画の推進に向けて

今後、継続した取組を進めるために、策定後の必要な検討事項を次のとおり整理します。

①（仮称）川崎市文化財保護活用計画推進委員会の設置に向けた検討

本計画策定後に、文化財の保護活用を推進するための委員会の設置に向けた検討を行います。

②計画の見直し

今後、本市の総合計画や他の関連計画と整合性を図りながら、短期・中期・長期的な取組を進めていくとともに、本計画策定後の社会状況や価値観の変化による文化財の定義の変化も想定されますので、今後の文化財調査や社会環境の変化等を踏まえ、検証し、必要に応じて見直しを行うこととします。

参 考 資 料

●策定経過

月日	内容	会場等
平成25年 5月23日	第1回検討委員会	中原市民館
平成25年 8月 6日	第2回検討委員会	高津市民館
平成25年 8月21日	市民説明会	高津市民館
平成25年 8月23日	市民説明会	教育文化会館
平成25年 8月25日	市民説明会	麻生市民館
平成25年11月11日	第3回検討委員会	高津市民館
平成26年 1月 7日 ～2月 5日	文化財保護活用計画（案）への意見募集	
平成26年 1月11日	かわさき文化財フォーラム	高津市民館
平成26年 月 日	第4回検討委員会	

●検討委員会名簿

委員長	後藤 治	工学院大学教授	学識者
副委員長	田中 宣一	成城大学名誉教授	学識者
委 員	柏木 靖男	橘樹郡衙史跡保存会代表	市民代表
委 員	石渡 孝明	川崎大師サマーフェスタ実行委員会委員長	市民代表
委 員	金崎 夏子	市民公募	市民代表
委 員	青山 正明	川崎市民俗芸能保存協会副会長	市民代表

オブザーバー	江藤 政克	神奈川県教育委員会文化遺産課長	文化財保護行政
オブザーバー	小林 信昭	川崎市小学校社会科研究会長	学校教育
オブザーバー	土屋 徹	川崎市立中学校教育研究会社会科部会長	学校教育

川崎市文化財保護活用計画検討委員会設置要綱

(平成25年3月18日付け 24川教文第1083号 教育長決裁)

(目的及び設置)

第1条 本市の文化財保護に関する課題を踏まえ、今後の文化財の保存活用によるまちづくりを推進するため、川崎市文化財保護活用計画（以下「計画」という。）策定に向けた基本的な考え方に基づき計画を検討することを目的に川崎市文化財保護活用計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 計画の検討に関すること。
- (2) 今後の文化財保護の方向性に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、6名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、学識経験者等のうちから教育委員会が委嘱する。

(正副委員長)

第4条 委員会は、委員長及び副委員長各1名を置き、委員長及び副委員長は委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員長は、第1条の目的を達成するため、必要と認めるときは専門家又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員会は、必要に応じて部会を設置するものとし、別表1に掲げる関係者をもって組織する。

(任期)

第7条 委員の任期は、委嘱日から平成26年3月31日までとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表 1

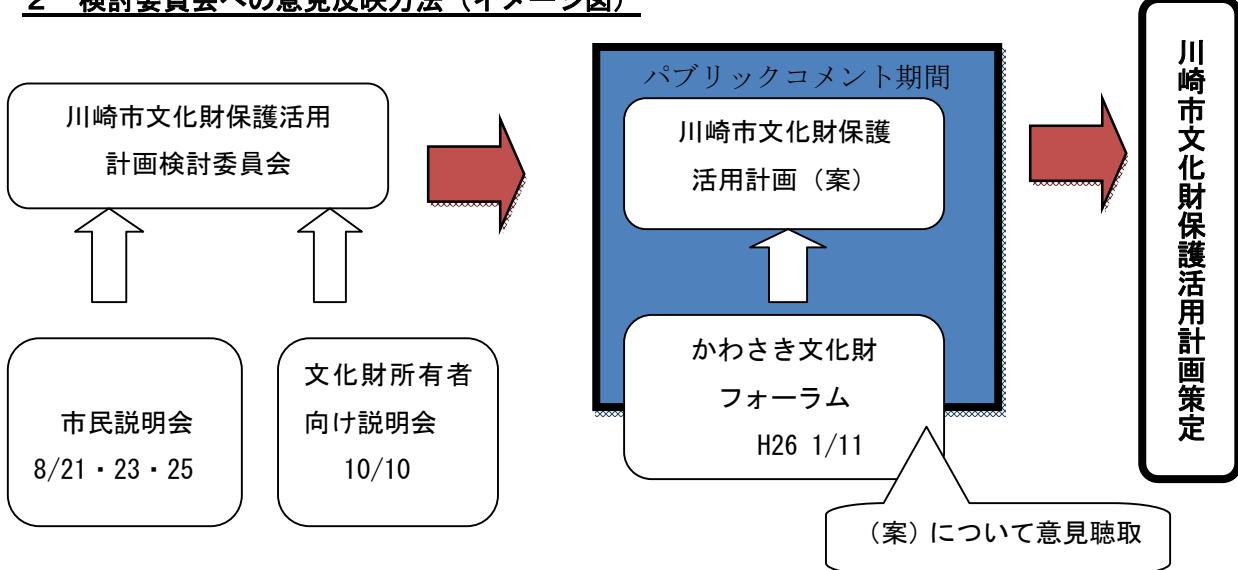
部会名簿	
総務局	行財政改革室担当課長
総合企画局	企画調整課長
財政局	財政課長
市民・こども局	シティセールス・広報室担当課長 市民文化室担当課長
経済労働局	商業観光課担当課長
まちづくり局	景観・まちづくり支援課長
建設緑政局	企画課担当課長 緑政課長 多摩川施策推進課長
各区役所	企画課長又は地域振興課長又は生涯学習支援課長
教育委員会事務局	庶務課長 企画課長 生涯学習推進課長 総合教育センターカリキュラムセンター室長 文化財課長

川崎市文化財保護活用計画市民説明会の報告について

1 市民説明会の目的

- ・「川崎市文化財保護活用計画検討委員会」での検討状況を市民にお知らせすること。
- ・「川崎市文化財保護活用計画検討委員会」での検討に市民の意見を活かすこと。

2 検討委員会への意見反映方法（イメージ図）



3 開催概要

- ◆開催日時：平成25年8月21日（水）18時30分～20時【高津市民館】
平成25年8月23日（金）14時30分～16時【教育文化会館】
平成25年8月25日（日）14時30分～16時【麻生市民館】
- ◆総参加者数：26名 ※川崎市文化財保護活用計画検討委員会の金崎委員も参加。
- ◆広報手段：市政だより7月21日号掲載
市ホームページによる広報、公共施設等へのチラシ配布 他
- ◆実施方法：①教育委員会より川崎市文化財保護活用計画検討委員会での検討状況の説明
②意見交換

4 得られた意見

■あなたが思う文化財とは？（残したいものは？）

- ・文化財保護というと堅苦しいイメージがある。ジャンルも幅広いため、個別分野で興味を持つ人も多い。
- ・文化財は堅いイメージが強い。もっと軽いイメージでやさしく伝えていくことが必要。
- ・地域の人達が集まる行事として民俗芸能は貴重。
- ・石造物は市内に数多くあり、市民にとって身近な文化財だと思う。こういうものを大切にしていきたい。
- ・文化財はいつの間にか失われていく。以前にあったものがいつの間にか消えている。

- ・高津区には記念碑が多いが、ゆかりのある人物に関するおみやげがないのが残念。
- ・生田緑地の自然と歴史が大事。たくさんの資源があるのでもっといろんな人達に知ってほしい。
- ・川崎宿にある古い建物、寺、神社は印象に残る。・川崎宿の麦わら細工を今後も大切に残していきたい。
- ・地域にたくさんある石造物を大切にしていきたい。
- ・昔の地名を残してほしい。
- ・里山の緑を残してほしい。また、石造物が開発等で移設されているケースがある。モノだけでなく、なぜここにあったのかを知る人からの話を聞くことで受け継いでいく必要がある。
- ・石造物を大切に守り、伝えていきたい。
- ・柿生の生活道具は残していくべきもの
- ・小泉橋の存続運動を地域で行っており、このたび新しい橋の名前について市民投票の結果、「新榎戸橋」に決まった。地元としては小泉橋という名前を残してほしかった。貴重な地名を変えないでほしい。
- ・神社の祭り（どんど焼きなど）
- ・昭和30年代までの暮らしと風土、風景
- ・麻生の農村風景
- ・地域の石造物や川崎と多摩川の歴史
- ・目に見えないものを残すのは難しい。

■今後の文化財の保存活用に必要なものとは？（実現するためにはどうしたらよいか）

- ・先日、加瀬山古墳群見学会に参加して感じたのは、もっと古墳や遺跡等具体例を見せてPRすることが文化財をわかりやすく伝えていくことではないか。
- ・あきらめずに知恵を出し合うこと。
- ・民俗芸能の次世代への継承は大きな課題ではないか。
- ・身近に感じることができるような取組を進める。情報発信をしっかり行ってほしい。
- ・例えば当時の地名は今なぜなくなったのか？等興味を持たせるきっかけを提供してあげること。
- ・あったものを何かしらの形で残すことが重要。昔あったものを記録することが大切。
- ・社会の変化に伴うここにあったという記録を伝えていくことで、地域を見つめなおすきっかけづくりになるのでは？
- ・広報発信の場をさまざまな場面で確保していくこと。・文化財を川崎ブランドとしてPRしていくこと。
- ・調査をしっかり行うこと。行政だけでは無理なのはわかっているので市民と協働で実施する仕組みを作ってほしい。
- ・行政内部の横の連携をしっかりしてほしい。例えば区で実施している健康ウォーキングで文化財に接する機会があるのに、説明がない。これはもったいないと思う。
- ・事業のチラシがなかなか市民に見てもらえていないと思う。伝わる広報をしっかり行ってほしい。
- ・なかなか文化財が知られていない。もっと伝えていく方法を工夫してほしい。
- ・次の担い手の子どもに文化財の大切さを伝えたい。学校の学習機会でもっと文化財を取り上げてほしい。
- ・ネットワークによる情報共有など積極的に行わないと保存活用はできない。
- ・小学校の副読本などに文化財に関する内容を掲載する。

- ・専門職の確保を行政にしっかりとやってほしい。
- ・何を集めているかなど情報発信の方法を考えたほうがよい。
- ・もともとあるものを残していくこと。それを伝える人を残していくこと。
- ・文化財をコミュニケーションツールとして話し合う機会を作ること。
- ・地域の核となる人材を作ること。
- ・学校の総合学習でもっと文化財を活用してもらう。



市民説明会の様子

川崎市内所在指定文化財等一覧表

(平成25年4月1日現在)

国指定文化財 15件 (建造物7、 絵画1、 彫刻1、 工芸3、 考古資料2、 有形民俗文化財1)

	種 別	件 名	員数	指定年月日	所 在 地	所 有 者	備 考
1	重要文化財	木造薬師如来両脇侍像	3躯	M33. 4. 7	宮前区野川419	影向寺	彫刻
2	重要文化財	鬼瓦	1箇	S35. 6. 9	麻生区	個人	考古資料
3	重要文化財	銅錫杖頭	1柄	S35. 6. 9	麻生区	個人	工芸
4	重要文化財	片口土器	1口	S35. 6. 9	宮前区	個人	考古資料
5	重要文化財	旧伊藤家住宅	1棟	S39. 5. 29	多摩区桙形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
6	重要文化財	旧北村家住宅	1棟	S41. 12. 5	多摩区桙形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
7	重要文化財	旧佐々木家住宅 附 寛保三年家普請 人足諸入用帳1冊 延享四年座敷普請 入用覚帳1冊	1棟	S42. 11. 12	多摩区桙形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
8	重要文化財	旧太田家住宅	2棟	S43. 4. 25	多摩区桙形7-1-1	川崎市	建造物
9	重要文化財	旧江向家住宅	1棟	S44. 6. 20	多摩区桙形7-1-1	川崎市	建造物
10	重要文化財	旧工藤家住宅	1棟	S44. 12. 18	多摩区桙形7-1-1	川崎市	建造物
11	重要文化財	旧作田家住宅	2棟	S45. 6. 17	多摩区桙形7-1-1	川崎市	建造物
12	重要文化財	葵梶葉文染分辻が花染小袖	1領	S46. 6. 22	川崎区大師本町10-22	明長寺	工芸
13	重要文化財	蕨手刀子	1口	S51. 6. 5	中原区	個人	工芸
14	重要文化財	紙本着色花鳥人物図	1双	S63. 6. 6	高津区	個人	絵画
15	重要有形民俗文化財	旧船越の舞台	1棟	S51. 8. 23	多摩区桙形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	有形民俗

県指定文化財 26件 (建造物11、 絵画1、 彫刻3、 工芸1、 無形民俗文化財4、 史跡4、 天然記念物2)

	種 別	件 名	員数	指定年月日	所 在 地	所 有 者	備 考
1	重要文化財	木造地蔵菩薩立像	1躯	S41. 7. 19	多摩区桙形6-7-1	廣福寺	彫刻
2	重要文化財	木造聖觀音立像	1躯	S41. 7. 19	多摩区桙形6-7-1	廣福寺	彫刻
3	重要文化財	鰐口	1口	S44. 12. 2	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	春日神社	工芸
4	重要文化財	旧清宮家住宅	1棟	S46. 3. 30	多摩区桙形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
5	重要文化財	旧野原家住宅	1棟	S46. 3. 30	多摩区桙形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
6	重要文化財	旧広瀬家住宅	1棟	S46. 3. 30	多摩区桙形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
7	重要文化財	旧鈴木家住宅	1棟	S47. 11. 24	多摩区桙形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
8	重要文化財	旧三澤家住宅	1棟	S47. 11. 24	多摩区桙形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
9	重要文化財	旧山下家住宅	1棟	S47. 11. 24	多摩区桙形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
10	重要文化財	影向寺薬師堂 附 廚子1基 古瓦15個 石燈籠1基 塔心礎1個 屋根替銘札2枚	1棟	S52. 8. 19	宮前区野川419	影向寺	建造物
11	重要文化財	紙本金地著色鳥合わせ図屏風	六曲一双	S59. 11. 22	多摩区登戸1416	長念寺	絵画
12	重要文化財	旧井岡家住宅 附 旧柱等部材11丁	1棟	S61. 11. 28	多摩区桙形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
13	重要文化財	旧岩澤家住宅	1棟	S61. 11. 28	多摩区桙形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
14	重要文化財	旧菅原家住宅 附 祈祷札1枚	1棟	H1. 2. 10	多摩区桙形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物

15	重要文化財	木造虚空蔵菩薩立像	1躯	H4. 11. 20	高津区千年354	能満寺	彫刻
16	重要文化財	旧山田家住宅	1棟	H9. 2. 10	多摩区桙形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
17	無形民俗文化財	沖縄民俗芸能		S51. 10. 19	川崎区大島	川崎沖縄芸能研究会	無形民俗
18	無形民俗文化財	小向の獅子舞		H13. 2. 13	幸区小向 (八幡大神)	小向獅子舞保存委員会	無形民俗
19	無形民俗文化財	菅の獅子舞		H13. 2. 13	多摩区菅 (薬師堂)	菅獅子舞保存会	無形民俗
20	無形民俗文化財	初山の獅子舞		H13. 2. 13	宮前区菅生 (菅生神社)	初山獅子舞保存会	無形民俗
21	史跡	子母口貝塚	898m ²	S32. 2. 19	高津区子母口54-148	川崎市	史跡
22	史跡	東高根遺跡	12,965m ²	S46. 12. 21	宮前区神木本町2丁目	川崎市	史跡
23	史跡	馬絹古墳	1基	S46. 12. 21	宮前区馬絹994-8	川崎市	史跡
24	史跡	西福寺古墳	1基	S55. 9. 16	高津区梶ヶ谷3-17	川崎市	史跡
25	天然記念物	東高根のシラカシ林	28,748m ²	S46. 12. 21	宮前区神木本町2丁目	神奈川県	天然記念物
26	天然記念物	春日神社・常楽寺及びその周辺の樹叢	7,148.45m ²	H4. 2. 14	中原区宮内字白田耕地614-1他	常楽寺・春日神社他	天然記念物

市指定文化財111件（建造物17、 絵画32、 彫刻19、 工芸1、 書跡2、 典籍1、 古文書10、 考古資料15、 無形民俗文化財2、 民俗資料8、 史跡2、 天然記念物1）

種別	件名	員数	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	歴史記念物 絹本着色秀月禪尼画像	1幅	S36. 9. 18	多摩区登戸1416	長念寺	絵画
2	歴史記念物 板碑	1基	S39. 10. 20	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
3	歴史記念物 泉澤寺文書	一括13点	S39. 10. 20	中原区上小田中7-20-5	泉澤寺	古文書
4	歴史記念物 絹本着色愛染明王像	1幅	S40. 11. 2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
5	歴史記念物 紙本着色菅公像	1幅	S40. 11. 2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
6	歴史記念物 絹本着色弘法大師像	1幅	S40. 11. 2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
7	歴史記念物 絹本着色聖童子会図	1幅	S40. 11. 2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
8	歴史記念物 絹本着色仙遊図	1幅	S40. 11. 2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
9	歴史記念物 絹本着色日輪大師像	1幅	S40. 11. 2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
10	歴史記念物 絹本着色毘沙門天像	1幅	S40. 11. 2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
11	歴史記念物 絹本着色不動明王像	1幅	S40. 11. 2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
12	歴史記念物 絹本着色文殊菩薩像	1幅	S40. 11. 2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
13	歴史記念物 絹本墨画梵字両界曼荼羅図	1幅	S40. 11. 2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
14	歴史記念物 紙本着色両界曼荼羅図	2幅	S40. 11. 2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
15	歴史記念物 紙本墨書愛蓮説	1幅	S41. 11. 15	川崎区大師町4-48	平間寺	書跡
16	歴史記念物 木造聖観世音菩薩立像	1躯	S41. 11. 15	高津区千年354	能満寺	彫刻
17	歴史記念物 木造釈迦如来坐像	1躯	S43. 2. 10	中原区宮内4-12-14	常楽寺	彫刻
18	歴史記念物 木造聖観世音菩薩立像	1躯	S43. 2. 10	中原区宮内4-12-14	常楽寺	彫刻
19	歴史記念物 木造十二神将立像	12躯	S43. 2. 10	宮前区野川419	影向寺	彫刻
20	歴史記念物 木造聖徳太子立像	1躯	S43. 2. 10	宮前区野川419	影向寺	彫刻
21	歴史記念物 木造二天立像	2躯	S43. 2. 10	宮前区野川419	影向寺	彫刻
22	歴史記念物 木造薬師如来両脇侍像	3躯	S43. 2. 10	多摩区長尾3-9-3	妙楽寺	彫刻
23	歴史記念物 青銅製鰐口	1口	S48. 3. 14	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	工芸
24	歴史記念物 木造国一禪師坐像 附 胎内納入銘札2枚	1躯	S49. 2. 19	多摩区菅仙谷1-14-1	寿福寺	彫刻

25	歴史記念物	木造十二神将立像 附 胎内納入銘札101枚	12躯	S49. 2. 19	中原区宮内4-12-14	常楽寺	彫刻
26	歴史記念物	木造兜跋毘沙門天立像	1躯	S49. 2. 19	麻生区岡上217	東光院	彫刻
27	歴史記念物	後北条氏の虎の印判状	1通	S50. 12. 26	中原区上丸子山王町1-1455	日枝神社	古文書
28	歴史記念物	後北条氏の虎の印判状	1通	S50. 12. 26	中原区上丸子山王町1-1455	日枝神社	古文書
29	歴史記念物	後北条氏の虎の印判状	1通	S50. 12. 26	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	古文書
30	歴史記念物	後北条氏の虎の印判状	1通	S50. 12. 26	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	古文書
31	歴史記念物	後北条氏の虎の印判状	1通	S50. 12. 26	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	古文書
32	歴史記念物	徳川氏奉行人連署奉書	1通	S57. 9. 28	中原区上丸子山王町1-1455	日枝神社	古文書
33	歴史記念物	絹本着色地蔵菩薩・二童子図	1幅	S59. 10. 30	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
34	歴史記念物	絹本着色地蔵菩薩図	1幅	S59. 10. 30	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
35	歴史記念物	絹本着色仏涅槃図	1幅	S59. 10. 30	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
36	歴史記念物	絹本着色両界曼荼羅図	2幅	S59. 10. 30	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
37	歴史記念物	絹本墨画文殊大士像	1幅	S59. 10. 30	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
38	歴史記念物	紙本一部金箔地着色柳・白鷺図屏風	六曲一双	S59. 10. 30	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
39	歴史記念物	紙本金地着色秋草図屏風	二曲一隻	S59. 10. 30	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
40	歴史記念物	絹本墨画着色盤珪永琢画像	1幅	S60. 12. 24	高津区新作3-27-1	薬師院	絵画
41	歴史記念物	紙本着色四十七士像	1幅	S60. 12. 24	幸区下平間183	称名寺	絵画
42	歴史記念物	紙本着色仏涅槃図	1幅	S60. 12. 24	多摩区菅馬場2-20-1	玉林寺	絵画
43	歴史記念物	紙本墨画着色松寿弁才天図	1幅	S60. 12. 24	多摩区宿河原3-11-3	常照寺	絵画
44	歴史記念物	石造小林正利坐像	1躯	S60. 12. 24	中原区下小田中5-3-15	全龍寺	彫刻
45	歴史記念物	板面着色絵馬泉福寺境内相撲図	1面	S60. 12. 24	宮前区馬絹1719	泉福寺	絵画
46	歴史記念物	板面着色絵馬泉福寺薬師会図	1面	S60. 12. 24	宮前区馬絹1719	泉福寺	絵画
47	歴史記念物	木造阿弥陀如来坐像	1躯	S60. 12. 24	麻生区高石2-6-1	法雲寺	彫刻
48	歴史記念物	木造阿弥陀如来立像	1躯	S60. 12. 24	多摩区登戸1416	長念寺	彫刻
49	歴史記念物	木造釈迦如来坐像	1躯	S60. 12. 24	中原区上丸子八幡町2522	大樂院	彫刻
50	歴史記念物	木造不動明王及び二童子像	3躯	S60. 12. 24	多摩区登戸1253	光明院	彫刻
51	歴史記念物	木造増田孝清坐像 附 胎内納入銘札 1枚	1躯	S60. 12. 24	高津区千年354	能満寺	彫刻
52	歴史記念物	木造薬師如来坐像	1躯	S60. 12. 24	宮前区神木本町1-8-1	等覚院	彫刻
53	歴史記念物	絹本着色聖徳太子像	1幅	S61. 8. 28	高津区二子1-10-10	光明寺	絵画
54	歴史記念物	絹本着色浄土七高祖連座像	1幅	S61. 8. 28	高津区二子1-10-10	光明寺	絵画
55	歴史記念物	絹本着色親鸞聖人像	1幅	S61. 8. 28	高津区二子1-10-10	光明寺	絵画
56	歴史記念物	銅造阿弥陀如来立像	1躯	S61. 8. 28	中原区上小田中7-20-5	泉澤寺	彫刻
57	歴史記念物	木造四天立像	4躯	S61. 8. 28	中原区上小田中7-20-5	泉澤寺	彫刻
58	歴史記念物	豊臣秀吉の禁制	1通	S63. 2. 19	麻生区	個人	古文書
59	歴史記念物	板碑	1基	S63. 11. 29	高津区久末375	妙法寺	考古資料
60	歴史記念物	弘法大師道標	1基	S63. 11. 29	川崎区大師町4-48	平間寺	建造物
61	歴史記念物	手洗石	1基	S63. 11. 29	川崎区宮本町7-7	稻毛神社	建造物
62	歴史記念物	長弘寺本堂 附 木銘札 1枚 本堂向拝中備龍彫刻 1具	1棟	H2. 1. 23	幸区南加瀬3-24-16	長弘寺	建造物
63	歴史記念物	長念寺庫裏	1棟	H2. 1. 23	多摩区登戸1416	長念寺	建造物
64	歴史記念物	長念寺山門 附 棟札1枚	1棟	H2. 1. 23	多摩区登戸1416	長念寺	建造物

65	歴史記念物	長念寺本堂 附 棟札 1枚 木銘札 1枚	1棟	H2. 1. 23	多摩区登戸1416	長念寺	建造物
66	歴史記念物	日枝神社本殿 附 棟札1枚	1棟	H2. 1. 23	中原区上丸子山王町1-1455	日枝神社	建造物
67	歴史記念物	沖永良部の高倉	1棟	H7. 1. 24	多摩区桙形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
68	歴史記念物	蚕影山祠堂 附 棟札 1枚 手洗石 1基	1棟	H7. 1. 24	多摩区桙形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
69	歴史記念物	水車小屋	1棟	H7. 1. 24	多摩区桙形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
70	歴史記念物	菅の船頭小屋 附 道標 2基	1棟	H7. 1. 24	多摩区桙形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
71	歴史記念物	棟持柱の木小屋	1棟	H7. 1. 24	多摩区桙形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
72	歴史記念物	紙本墨画淡彩仙女図	2幅	H7. 1. 24	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	絵画
73	歴史記念物	紙本着色閻魔府之図	1幅	H8. 1. 25	幸区塚越2-118	東明寺	絵画
74	歴史記念物	紙本着色五趣生死輪図	1幅	H8. 1. 25	多摩区長尾3-9-3	妙楽寺	絵画
75	歴史記念物	紙本着色地蔵菩薩及び十王図	11幅1組	H8. 1. 25	川崎区大師本町10-22	明長寺	絵画
76	歴史記念物	泉澤寺本堂 附 造営文書 2点	1棟	H8. 1. 25	中原区上小田中7-20-5	泉澤寺	建造物
77	歴史記念物	子之神社本殿	1棟	H8. 1. 25	多摩区菅北浦5-4-1	子之神社	建造物
78	歴史記念物	白山神社本殿	1棟	H8. 1. 25	麻生区白山4-3-1	白山神社	建造物
79	歴史記念物	有馬古墓群後谷戸グループ古墓出土火葬骨蔵器 附 坏 19箇	3組3箇	H9. 4. 22	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
80	歴史記念物	有馬古墓群台坂上グループ古墓出土火葬骨蔵器 附 簪状骨製品 1本	3組7箇	H9. 4. 22	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
81	歴史記念物	生田古墓群生田8601番地古墓出土火葬骨蔵器 附 鹿角製刀子柄 1本	2組4箇	H9. 4. 22	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
82	歴史記念物	生田古墓群鴛鴦沼古墓出土火葬骨蔵器 附 鉄板状製品 1枚	1組2箇	H9. 4. 22	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
83	歴史記念物	菅生古墓群長沢1822番地古墓出土火葬骨蔵器	2組4箇	H9. 4. 22	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
84	歴史記念物	野川古墓群野川南耕地A地点古墓出土火葬骨蔵器 附 鉄板状製品 1枚 鉄釘 13本	1組2箇	H9. 4. 22	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
85	歴史記念物	稗原古墓群A地点古墓出土火葬骨蔵器 附 和銅開寶 1枚	1組2箇	H9. 4. 22	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
86	歴史記念物	旧佐地家門・供待・屏	1棟	H9. 4. 22	多摩区桙形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物

87	歴史記念物	細山坂東谷古墓出土火葬骨蔵器 附 鉄板状製品 1枚 簪状骨製品 2本	4組9箇	H9. 4. 22	麻生区細山3-10-10 (細山郷土資料館)	川崎市	考古資料
88	歴史記念物	平川家文書	一括	H10. 2. 24	川崎区	個人	古文書
89	歴史記念物	旧原家住宅 附 棟札 1枚 居宅新築諸職人控・居宅上棟式諸事控 1冊	1棟	H13. 1. 23	多摩区桙形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
90	歴史記念物	古筆手鑑「披香殿」	1帖	H14. 3. 19	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	書跡
91	歴史記念物	无射志国荏原評銘文字瓦	1点	H15. 4. 22	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
92	歴史記念物	寿福寺大般若経	600巻	H16. 12. 14	多摩区菅仙谷1-14-1	寿福寺	典籍
93	歴史記念物	万福寺遺跡群縄文時代草創期出土品	一括	H20. 4. 22	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
94	歴史記念物	関東下知状 附 極札 1枚	1通	H21. 4. 28	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	古文書
95	歴史記念物	宿河原縄文時代低地遺跡出土品	一括	H21. 4. 28	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
96	歴史記念物	下原遺跡縄文時代後・晚期出土品	一括	H22. 4. 27	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
97	歴史記念物	梶ヶ谷神明社上遺跡出土品	一括	H23. 6. 14	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
98	歴史記念物	安藤家長屋門	1棟	H24. 11. 27	中原区	個人	建造物
99	習俗技芸	囃子曲持		S53. 7. 7	中原区新城中町4-14 (新城神社)	新城郷土芸能囃子曲持保存会	無形民俗
100	習俗技芸	禰宜舞 附 神楽面 5面		S59. 10. 30	宮前区平4-6-1 (白幡八幡)	禰宜舞保存会	無形民俗
101	郷土資料	獅子頭 附 仲立面 1面	3頭	S36. 9. 18	宮前区菅生	初山獅子舞保存会	民俗資料
102	郷土資料	獅子頭	3頭	S48. 3. 14	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	民俗資料
103	郷土資料	南河原雨乞獅子頭 附 付属用具 一式	3頭	S58. 12. 21	幸区都町4-2	延命寺	民俗資料
104	郷土資料	庚申塔	1基	S63. 11. 29	多摩区長沢1-29-6	盛源寺	民俗資料
105	郷土資料	庚申塔 附 石造鉢形香炉 1基	1基	S63. 11. 29	川崎区堀之内町11-7	真福寺	民俗資料
106	郷土資料	庚申塔 (石燈籠)	1基	S63. 11. 29	幸区小倉957	無量院	民俗資料
107	郷土資料	六字名号塔	1基	S63. 11. 29	川崎区大師町4-48	平間寺	民俗資料
108	郷土資料	大師河原の漁撈具	一括	H11. 2. 23	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	民俗資料
109	史跡	春日神社・薬師堂・常楽寺境内及びその周辺	7, 14 8. 45 m ²	S44. 12. 4	中原区宮内614-1他	常楽寺・春日神社他	史跡
110	史跡	千年伊勢山台官衙遺跡	1, 65 2. 37 m ²	H20. 4. 22	高津区千年字伊勢山台423番1ほか8筆	国・川崎市	史跡
111	天然記念物	パラステゴドン象歯化石	1点	S48. 3. 14	多摩区桙形7-1-2 (青少年科学館)	川崎市	天然記念物

国登録文化財 4件（登録有形文化財3、登録記念物1）

	種別	件名	員数	登録年月日	所在地	所有者	備考
1	登録有形文化財	二ヶ領用水久地円筒分水	1件	H10. 6. 9	高津区久地341	川崎市（管理者建設局河川課）	建造物 鉄筋コンクリート造（昭和16年）
2	登録有形文化財	川崎河港水門	1件	H10. 9. 25	川崎区港町66地先	川崎市（管理者建設局河川課）	建造物 鉄筋コンクリート造・鉄筋煉瓦併用（昭和3年）
3	登録有形文化財	昭和電工川崎事業所本事務所	1件	H11. 9. 7	川崎区扇町5-1	昭和電工(株) 川崎事業所	建造物 鉄筋コンクリート造（昭和6年）
4	登録記念物	禅寺丸柿	7本	H19. 7. 26	麻生区王禅寺940他	王禅寺・個人	動植物・ 鉱物関係

県選択無形民俗文化財 1件

	種別	件名	員数	選択年月日	所在地	保存団体	備考
1	選択無形民俗文化財	川崎山王祭りの宮座式		H3. 2. 8	川崎区宮本町（稻毛神社）	稻毛神社氏子総代会	

文化財に関する市民意識の調査結果

1 目的

市内の文化財を総合的に保存・活用し、地域の歴史文化を活かした魅力あるまちづくりを進める目的に「川崎市文化財保護活用計画」の策定に向けた取組の一環として市民等の文化財に関するニーズを把握するため、平成25年3月19日から1ヶ月程度の期間に調査を実施しました。

2 調査方法

- (1)各市民館・図書館・博物館等施設における来館者の記入、回答
- (2)市ホームページでのアンケートフォームによる回答
- (3)市民参加イベントでの参加者への配布、回答

3 回答数

配布数	回答数	回収率
900	360	40.0%

4 調査結果

(問1)あなたが思う「文化財」とは何ですか。(複数回答可)

①歴史ある神社や仏閣	314
②地域に伝わる祭りや伝統芸能	276
③保存樹木や緑地に生息する生物	138
④貝塚や集落跡、古墳や城館の址	278
⑤仏像や絵画・工芸品	267
⑥古文書や古地図	263
⑦古い写真や書籍	179
⑧明治～戦前までの建造物	176
⑨戦争にかかる遺跡・資料	158
⑩戦後～高度成長期の産業の歴史を語る資料	127
⑪古い生活道具や農具・漁撈具など生業にかかる道具	209
⑫その他	0

(問2)「文化財」という言葉のイメージは何ですか。(複数回答可)

①地域の歴史を語るものであり市民共有の宝物	323
②先祖から受け継いだものであり、未来へ継承していくべきもの	312
③大切ではあるが、身近には感じない	40
④厄介で面倒な存在	12
⑤古くて暗い、難しいイメージがある。	24
⑥具体的なイメージをもつことができない	11

(問3)あなたが文化財に接するのはどのような機会ですか？(複数回答可)

①観光旅行	224
②テレビやラジオの番組	201
③博物館等の文化施設	280
④新聞・雑誌	170
⑤年中行事等のイベント	115
⑥地域で行われる学習会・見学会	138
⑦インターネット	76
⑧学校の授業や行事	45
⑨読書	117
⑩関心はあるが機会はあまりない	15
⑪関心も機会もほとんどない	1
⑫その他	0

文化財に関する市民意識の調査結果

(問4)市内の文化財であなたが実際に見たもの、体験したことがあるもので特に印象に残っているものはどのようなものですか？(自由記述)

最も多いものが「影向寺」(宮前区)、次いで「日本民家園」(多摩区)、「橘樹郡衙」(高津区)の順となりました。現行の指定・登録文化財以外のものとしては、黒川の里山(麻生区)や加瀬台(夢見ヶ崎)古墳(幸区)、寺尾城址(多摩区)等のご意見がありました。

また、無記入が回答者全体の約半数あり、主な文化財がイメージできないという現状も見受けられます。

(問5)あなたは市内の文化財について情報収集する場合、どのような情報媒体を利用しますか。(複数回答可)

①テレビやラジオでの広報番組	111
②民間発行のガイドブック	106
③市が発行している生活ガイドブック	221
④市のホームページ	98
⑤市以外が発信しているホームページ	49
⑥博物館などの展示	197
⑦現地や現地近くにある看板・解説板など	116
⑧見学会や学習会	130
⑨有料のパンフレットや刊行物	32
⑩その他	2

(問6)現在、川崎市では文化財を守る取組をいろいろな方法で進めていますが、ご存知のものはありますか。

①寺社や古民家など屋根葺き替え、耐震診断等による保存修理の支援	141
②いたんだ仏像・絵画などの修理・修復の支援	118
③埋蔵文化財の発掘調査・記録保存	171
④古墳や遺跡を公園・緑地などとして整備保存する事業	167
⑤天然記念物の森林などの保存管理	99
⑥史跡めぐりや指定文化財等現地特別公開などの事業	138
⑦博物館施設等での文化財の収集・調査研究・公開	151
⑧地域で史跡や文化財の維持管理を行う活動の支援	93
⑨文化財防火デーの消防訓練	60
⑩そうした取組は知らない・関心がない	28

(問7)あなたは問6で取り上げた取組が十分に行われていると思いますか？

①十分に行われている	48
②どちらともいえない	143
③不十分だと思う	99
④その他	11

文化財に関する市民意識の調査結果

(問8)問7でそのように答えた理由は何ですか。

主な意見として「文化財の取組がよくわからない」「情報発信が不足」「文化財に接する機会が少ない」という広報に関する意見がありました。その他の意見としては、「発掘調査などで目にしたことがある」「普段、あまり関心をもたない」などがありました。

(問9)あなたは文化財を地域の宝として次世代につたえていくことは重要だと思いますか。

①非常に重要だと思う。	273
②どちらかといえば重要だと思う。	43
③どちらともいえない。	3
④どちらかといえば重要ではない。	0
⑤まったく重要だと思わない。	0

(問10)問9でそのように答えた理由はなぜですか。

主な意見として、「地域の歴史や文化を知る上で重要だから」「後世に伝えていくべきもの」「一度なくしてしまうと二度と元に戻らない」という意見がありました。

(問11)文化財を守り、継承していくことについて日ごろ思っていることがありましたらご自由にお書きください。

主な意見として、「広報活動の強化」「学習会の機会を増やしてほしい。」「子どもたちに地域の歴史を学ぶ機会の充実」などがありました。

【主な意見】

- 「小中学校で地域の文化を勉強する機会を多くとることで関心を持ち、文化財を守る心が育まれるのではないか。」
- 「文化財を次世代に継承していくこうとする市の広報が不十分であり、学校等の授業でもっと取り上げてもよいと思う。」
- 「現地見学や報告会を増やしてほしい。」
- 「保護活動を広く報道してほしい。」
- 「貴重な史跡や寺社があるのに、PRが不足」
- 「調査の充実と調査結果の市民への還元」

調査結果の概要

- 回答いただいた大部分の方々は、文化財は地域の歴史を語るものであり市民共有の宝物であり、先祖から受け継いだものであり、未来へ継承していくべきものというイメージを持っている。
- 回答者全体の半数が、川崎市内の主な文化財がイメージできない現状がある。
- 本市の文化財保護活用の取組に関する認知度が低く、その要因として情報発信が不足していることや文化財に接する機会が少ないなどが挙げられる。
- 今後の文化財の取組に必要なものとして、「広報活動の強化」や「学習機会の充実」が主な意見として挙げられる。

●歴史まちづくり法（正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）について

我が国のまちには、城や神社、仏閣等の歴史上価値の高い建造物が、またその周辺には町屋や武家屋敷などの歴史的な建造物が残されており、そこで工芸品の製造・販売や祭礼行事など、歴史や伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、それぞれ地域固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出しています。しかしながら、維持管理に多くの費用と手間がかかること、高齢化や人口減少による担い手が不足していることにより、歴史的価値の高い建造物や歴史や伝統を反映した人々の生活が失われつつあります。

「歴史まちづくり法」は、このような良好な市街地の環境（歴史的風致）を維持・向上させ、後世に継承するために、平成20年11月4日に施行されました。

この歴史まちづくり法は、市町村が、国が策定する基本方針に基づき、歴史的風致維持向上計画（方針、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物重点区域住宅地の規制のままで、歴史的な建造物を飲食店や工房等に活動できる地区計画制度を創設することができる。）を策定し、国の認定を申請できます。

参考 用語解説

語句	最初に出てくるページ	説明
近代化遺産 (きんだいかいさん)	3 ページ	幕末（江戸時代末期）から戦前にわたり、日本の近代化に貢献した産業・交通・土木などにかかわる建造物・構造物・工作物など。
産業文化財 (さんぎょうぶんかざい)	3 ページ	産業の発展に寄与してきた機会・設備・製品等で、近年のものまで含む。
土木遺構 (どぼくいこう)	3 ページ	治水や交通などの目的で、過去に建造された構造物
絹本着色 (けんぽんちやくしょく)	16 ページ	絹地に彩色された絵画の技法をあらわす用語。絹本著色 <small>ちやくしょく</small> に同じ。
市重要歴史記念物 (しじゅうようれきしきねんぶつ)	16 ページ	川崎市の指定文化財の区分のうち、有形文化財（絵画・彫刻・建造物など）を指す。
市重要習俗技芸 (しじゅうようしゅうぞくぎげい)	17 ページ	川崎市の指定文化財のうち、無形民俗文化財を指す用語。
歴史的風致 (れきしてきふうち)	28 ページ	地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境と法で定義しており、ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動を合わせた概念。

引用・参考文献

平成24年度川崎市統計書（川崎市）

川崎再生フロンティアプラン～川崎市新総合計画（川崎市）

川崎市国民保護計画、川崎市都市計画マスターplan

平成25（2013）年12月
川崎市教育委員会

(お問い合わせ先)

川崎市教育委員会生涯学習部文化財課

電話：044（200）3305

FAX：044（200）3756

E-mail : 88bunka@city.kawasaki.jp

パブリックコメント手続用資料

「川崎市文化財保護活用計画」（案）について

～市民の皆様から御意見を募集します～

市内にある文化財は地域の歴史や文化を知る上で重要な地域資源であり、本市でも昭和34年度に「川崎市文化財保護条例」の制定以来、文化財の保護に取り組んでまいりました。

しかし、社会環境の変化、価値観の多様化などにより、文化財を次世代に継承することが難しくなっています。

そのような状況の中で、地域づくりに歴史や伝統文化を生かし、地域の文化財をその周辺環境も含め社会全体で総合的に保存活用していくために、国の施策として「歴史文化基本構想」の策定を推進しています。

本市は、首都圏の中心部に位置し、都市化や人口の過密化が進み、新しい住民が増えているなか、地域に愛着を持ち、心豊かに暮らせるためには、地域の歴史や文化に触れていただく機会を提供し、文化財を通じて市民の皆様が地域を再発見し、川崎というまちを「ふるさと」と感じていただける取組を進めていくことが重要であると考えています。

つきましては、地域の歴史文化を活かした魅力あるまちづくりを推進することを目的に「川崎市文化財保護活用計画」について、計画（案）をまとめましたので、市民の皆様からの御意見を募集します。

「計画（案）について、特に市民の皆様からの御意見を募集する内容は次のとおりです。」

◆本市の文化財保護活用の現状と課題について、どんなものがあると思いますか？

◆文化財保護活用の基本的な考え方に基づく5つの方針についての御意見

（1）文化財把握の方針～かわさきの文化財を把握する～

文化財に関する調査の実施により情報を総合的に把握し、データベース化による効果的な情報発信を進めます。

（2）文化財の保護活用の基本的な方針～かわさきの文化財を保護活用する～

文化財の計画的な指定・登録を進めるとともに、指定・登録されていない「その他の文化財」を保存する新たな仕組みとして（仮称）川崎市文化財認定制度の創設に向けた検討も進めます。また、広報活動や学校教育や生涯学習の推進にも取り組みます。

(3) 文化財の保護活用を推進するための体制整備～かわさきの文化財をみんなで支える～

博物館等の文化財保護活用拠点機能の充実や専門人材の確保、(仮称) 川崎市文化財保護基金の創設に向けた検討を進めます。

(4) 個別の文化財保護活用（管理）計画の考え方～かわさきの文化財を守る～

文化財所有者等との情報共有を密に図りながら、計画に必要な内容を整理します。

(5) 関連文化財群／歴史文化保存活用区域の考え方～かわさきの文化財を地域で伝承する～

考え方に基づき、エリア設定に向けた検討を進めます。

1 意見募集の期間

平成26年1月7日（火）から2月5日（水）まで

※郵送の場合は、当日の消印まで有効とします。

2 資料の閲覧場所

- 市ホームページ
- 各区役所（市政資料コーナー）
- 情報プラザ（市役所第3庁舎2階）
- 川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課（明治安田生命川崎ビル3階）

3 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名（団体の場合は名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記の上、別紙（意見書）を用いて、下記まで御意見を提出してください。

（その他の形式により、御提出いただいても構いません。）

（1）郵送・持参

あて先 〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル3階
川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課

（2）FAX

044（200）3756

（3）電子メール

川崎市ホームページの「意見公募（パブリックコメント）」のページにアクセスし、画面の案内にしたがって御意見を提出してください。

4 注意事項

- 御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- 記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重に保護・管理します。
- 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- 電話や口頭での御意見の提出は御遠慮願います。

5 問い合わせ先

川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課 電話番号 044（200）3305

資料 4

	平成24年度				平成25年度												平成26年度～
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
※文化財保護活用計画策定までの流れ									サマーレビュー								
文化財保護活用計画策定に向けた検討																	
■検討委員会・部会 (関係団体及び庁内 関係部署への意見 照会)	策定委員会準備				第1回 委員会 5/23	第2回 委員会 8/6	第3回 委員会 11/11	第4回 委員会	文化財保護活用計画策定・公表								
○文化財審議会					第1回部会 5/8	第2回部会 7/25	第3回部会 11/1	第4回部会	意見	意見	意見	意見	意見	意見	意見	意見	
主な検討項目等	る※市民へからの普及・啓発の文化財保護に関する意見聴取	○文化財保護活用に関する意見聴取	■ついで本市の歴史文化の特徴について共有	○文化財保護活用について意見聴取	※計画策定の趣旨説明、意見聴取①	○文化財保護活用について意見聴取	■今後の方針性に関する検討②まとめ	※○計画化案（案）とりまとめ	○文化財保護活用計画策定に向けた検討	■文化財保護活用計画策定に向けた検討	●パブリックコメントの報告	●パブリックコメントの実施	●パブリックコメントの実施	●パブリックコメントの実施	●パブリックコメントの実施	●パブリックコメントの実施	●パブリックコメントの実施
策定に向けたこれまでの取組・今後の取組																	
「今後の取組」									策定スケジュール(詳細)								
●「川崎市文化財保護活用計画」策定検討に向けた実施体制									平成25年3月～4月	平成25年4月	平成25年4月～11月	平成25年12月	平成26年1月～2月	平成26年1月	平成26年2月	平成26年3月	平成26年3月
本計画の策定にあたっては、文化財審議会代表（1名）、まちづくり関係の学識者（1名）、文化財所有者代表（1名）、地域団体代表（2名）、市民公募（1名）、市立学校代表、行政関係局区で構成される「（仮称）川崎市文化財保護活用計画策定検討委員会」を設置し、検討を進めています。									市民向け文化財意識調査の実施	「文化財保護活用計画検討委員会」の設置	文化財保護活用計画策定検討委員会にて計画素案検討	政策・調整会議（計画（案）の策定・決定事項）	教育委員会議案審議	パブリックコメントの実施	かわさき文化財フォーラムの開催	文化財保護活用計画策定検討委員会にてパブリックコメントの報告	政策・調整会議（パブリックコメント実施報告）
●「文化財保護活用計画」案の策定									教育委員会議案審議	パブリックコメントの実施	かわさき文化財フォーラムの開催	文化財保護活用計画策定検討委員会にてパブリックコメントの報告	政策・調整会議（パブリックコメント実施報告）	教育委員会議案審議	パブリックコメントの実施	かわさき文化財フォーラムの開催	文化財保護活用計画策定検討委員会にてパブリックコメントの報告
計画（案）策定は、この基本的な考え方に基づき検討委員会にて検討を進め、具体的な施策の方向性や取組を盛り込むとともに、関係局区と調整を図りながら、平成25年12月末頃に策定します。									また、「（案）策定後はパブリックコメントを実施の上平成26年3月末頃に計画を策定し公表します。	パブリックコメントの実施	かわさき文化財フォーラムの開催	文化財保護活用計画策定検討委員会にてパブリックコメントの報告	政策・調整会議（パブリックコメント実施報告）	教育委員会議案審議	パブリックコメントの実施	かわさき文化財フォーラムの開催	文化財保護活用計画策定検討委員会にてパブリックコメントの報告